

新冠町過疎地域持続的発展市町村計画

令和3年度～令和7年度

北海道新冠郡新冠町

目 次

	頁
1 基本的な事項	
（１）新冠町の概況	1
（２）人口及び産業の推移と動向	3
（３）新冠町が行財政の状況	6
（４）地域の持続的発展の基本方針	9
（５）地域の持続的発展のための基本目標	12
（６）計画の達成状況の評価に関する事項	12
（７）計画期間	12
（８）公共施設等総合管理計画等との整合	12
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
（１）現況と問題点	14
（２）その対策	14
（３）計 画	15
3 産業の振興	
（１）現況と問題点	16
（２）その対策	20
（３）計 画	23
（４）産業振興促進事項	25
（５）公共施設等総合管理計画等との整合	26
4 地域における情報化	
（１）現況と問題点	27
（２）その対策	27
（３）計 画	27
5 交通施設の整備、交通手段の確保	
（１）現況と問題点	28
（２）その対策	29
（３）計 画	30
（４）公共施設等総合管理計画等との整合	33
6 生活環境の整備	
（１）現況と問題点	34
（２）その対策	36
（３）計 画	38
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
（１）現況と問題点	41
（２）その対策	42
（３）計 画	44
（４）公共施設等総合管理計画等との整合	49
8 医療の確保	
（１）現況と問題点	50
（２）その対策	50
（３）計 画	51
（４）公共施設等総合管理計画等との整合	52

9	教育の振興	
(1)	現況と問題点	5 3
(2)	その対策	5 6
(3)	計 画	5 8
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	6 1
10	集落の整備	
(1)	現況と問題点	6 2
(2)	その対策	6 2
(3)	計 画	6 3
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	6 4
11	地域文化の振興等	
(1)	現況と問題点	6 5
(2)	その対策	6 6
(3)	計 画	6 7
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	6 9
12	再生可能エネルギーの利用の推進	
(1)	現況と問題点	7 0
(2)	その対策	7 0
(3)	計 画	7 0
	事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	7 1

1 基本的な事項

(1) 新冠町の概況

ア 新冠町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

新冠町は、北海道の南部、日高管内のほぼ中央に位置し、東側は新ひだか町と丘陵性台地によって接し、西側は厚別川を境界に日高町と接している。

北側は「日高山脈襟裳国定公園」の主峰、幌尻岳（2,052m）を擁する日高山脈を境界として十勝総合振興局管内に連なり、南側は太平洋に面し、全体として北東から南西にのびる帯状の行政区域となっており、面積は 585.81 km² でその約 71% を山林が占めている。

また、気候は海洋性気候に属し、年間平均気温は 8.4℃ で夏は涼しく、最深積雪量は 25 cm 程度と少なく、冬は温暖で年間を通して過ごしやすい気象条件となっている。

本町の歴史は、慶長 5 年（1600 年）といわれ、当時は松前藩の所領となっていた。

文化 9 年（1812 年）、新冠場所直轄制度は廃止され、請負人が設置されるに及んで行政諸般の事務をも所管するようになり開拓も早められた。

この後、近代的な社会様式は明治 14 年高江村外の 10 カ村戸長役場が置かれた頃から始まる。

しかし、これより先、明治 5 年本町の大部分が御料牧場に決定し、昭和 20 年までの 75 年間にわたり宮内省の所管に属していたことから開発が遅れた。

終戦後はこれらの土地が全面解放され満州、樺太からの緊急入植者 800 余戸が入植し開発は急速に進み昭和 36 年 9 月 1 日町制を施行した。

交通の主要幹線は、太平洋沿岸を東西に縦断する国道 235 号線（13.9 km）と内陸部を縦横に結ぶ道道 4 路線（75.3 km）を中心に形成され、現在、高規格幹線道路「日高自動車道」が隣接の日高町「日高厚賀 IC」まで供用となっており、札幌経済圏には約 2 時間の至近に位置し、利便性が比較的高い反面、消費等が流出する条件にある。

また、公共交通は、令和 3 年 3 月 31 日をもって JR 日高線が正式に廃線となり、4 月 1 日から新たに日高地域広域公共バスの運行が開始され、苫小牧市と新ひだか町間が 1 日 6 往復、日高町と新ひだか町間が 1 日 2 往復、札幌市と浦河町間を結ぶ高速バスが 1 日 6 往復それぞれ運行されているが、自家用車の移動が主流となっていることから、利用者数が総じて少なく、交通事業者の経営も非常に厳しい状況となっている。

沿線だけではなく町内全域を対象とした『新冠町コミュニティバス「平日ー通学通勤便（2 路線/2 往復/日、補完便 1 本）、一般コミュニティ便（2 路線/2 往復/日全 3 路線）、新ひだか町医療機関送迎便（1 路線/1 往復）、日曜ー泉線（1 往復/日）」』を、平成 27 年度から運行しており、厚賀・太陽線においては、厚賀駅前を発着とした予約運行方式（デマンド方式）を平成 23 年度より導入し、隣接する日高町と共同運営で 1 日 4 便の運行を行っている。

基幹産業は農業であり、水稻、酪農、軽種馬生産にそ菜、肉用牛を加えた 5 作目を推進してきたが、近年の農業を取り巻く環境の変化や農家の後継者不足及び経営者の高齢化により不安定な状況に置かれていることから、安定した生産基盤の確立が求められている。

イ 新冠町における過疎の状況

本町に過疎化現象が現れたのは昭和 36 年からで、10 年ごとの減少率は、昭和 36 年から昭和 45 年で 15.3%、昭和 46 年から昭和 55 年で 19.3%、昭和 56 年から平成 2 年で 9.0%、平成 3 年から平成 12 年で 10.7%、平成 13 年から平成 22 年で 6.9% の人口が減少し、昭和 35 年の 11,166 人をピークに 50 年間で 5,391 人が減少した。

これまでの過疎地域対策として、交通や物流を支える町道や農道をはじめ、生活環境の向上を図るための上下水道や各種公共施設などインフラ整備、農業の振興を図るための生産基盤の整備に加え、「レ・コードと音楽によるまちづくり」の拠点施設となるレ・コード館の建設、更に民間企業と連携した定住・移住宅地の開発など個性あるまちづくりと人口確保対策を推進してきた。

しかしながら、依然として若年層を中心とした人口流出が続いていることから、地域の産業を育て、若者に魅力のある雇用の場を確保しながら、快適な生活環境を整えるなど、定住・移住を促進するための条件整備を一層促進する必要がある。

さらには、少子高齢化が顕著になってきているため、安心して子どもを産み育てられる環境や高齢者が生きがいを持ち、安心して生活できる環境づくりや、今後増えてくる空家対策を進めるほか、地域の特性を生かした都市との交流促進による交流人口及び関係人口の拡大による地域の活性化を推進する必要がある。

ウ 新冠町の社会経済的発展の方向

本町は、豊かな大自然を背景に古くから軽種馬産地として栄え、今まで数々の名馬を産み、日本有数のサラブレッドの里として、今日の地位を築き上げてきた。

そして、20世紀における音楽の歴史の象徴であるレコードコレクションから始まる「レ・コードと音楽によるまちづくり」という新たなキーワードをもとに、今まで培われてきた風土や歴史を活かしながら、新しい文化の創造をめざす、より一歩進んだ視点からまちづくりを進めてきた。

本町が今後、開拓に意欲を燃やした先人の雄大なふるさとづくりの構想を受け継ぎ、持続的に発展していくためには、本町の特性を生かし、創意工夫と住民参加の長期的な地域づくりが必要である。

また、住民生活における質的向上への意識の高まりをはじめ、高度情報化社会の到来、国際化の進展、経済状況の変動をふまえ、こうした諸情勢の変化に柔軟に対応し、本町の立地条件の中で生かし、産業経済や日常生活を魅力的なものとしなければならない。

このため、基幹産業である第一次産業については、国内はもとより、国際競争に耐え得る集約化等の生産体制の整備と市場・消費動向の情報システム化を図り、安定した生産基地としての位置づけを一層促進する必要がある。

さらに、豊富に存在する農林水産資源に付加価値を高める新しい技術を導入し、資源の高度利用と関連産業の活性化を進めるとともに、雇用の場の拡大及び所得の増大を図り、若者が定住するバランスのとれた地域づくりを推進しなければならない。

自然景観に恵まれた本町にあって、国民の余暇時間の増大と体験・滞在型観光の志向により、美しい自然を活かした農林漁業・地場産業と結びついた個性的な観光開発と町づくりを推進し、観光産業の育成と地域の活性化を図る必要がある。

また、安全で、快適な居住環境を確保するためには、生活関連施設の整備や交通ネットワークの維持とともに恵まれた自然を守り育てることが大切であり、人間と自然とが共生できる環境を整備しなければならない。

さらに、地域においては、人と人とのふれあい・思いやりなどの連帯意識を高め、自立心の旺盛な健康で明るく安心して暮らせる地域社会をつくる必要がある。

そうした地域社会において、町民一人ひとりが個性的で、地域に誇りを持ち、オンリーワンの人材となるために、幼児から高齢者まで生涯にわたる多様な学習活動の振興に努め、文化のかおり高い地域づくりを進めなければならない。

本町は、これまでの歴史をふまえ、「レ・コードと音楽によるまちづくり」により、「こころ、やさしさ、いやし、ゆとり、やすらぎが感じられる」環境や機能をまちづくり全体に浸透させ、着実に創りあげていくこととしている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

人口の推移については、昭和 35 年の 11,166 人をピークに漸減傾向にあり、特に昭和 45 年から昭和 55 年までの 10 年間には 1,821 人と大きく減少したが、現在では減少の幅は鈍化し、平成 27 年の国勢調査では 5,592 人となった。

令和 2 年度を初年度とする第 6 次新冠町総合計画においては、平成 27 年（国勢調査）を基準年に目標年の令和 11 年度における人口を 4,671 人（△16.5%）と想定している。

また、年齢階級別推移は、平成 22 年対平成 27 年（国勢調査）を比較すると、0～14 歳は 22 人減（△2.9%）の 733 人、15～64 歳は 315 人減（△9.1%）の 3,143 人、65 歳以上は 154 人増（9.8%）の 1,716 人と推移しており、今後も少子高齢化が進行する見込から、平成 27 年（国勢調査）を基準年に目標年の令和 11 年度では、0～14 歳は 196 人減（△26.7%）の 537 人、15～64 歳は 705 人減（△22.4%）の 2,438 人、65 歳以上は 20 人減（△1.7%）の 1,696 人と想定している。

表 1-1 (1) 人口の推移（国勢調査）

（単位：人、%）

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	11,166		10,519	△ 5.8	9,455	△10.1	8,214	△13.1	7,634	△ 7.1
0 歳～14 歳	4,108		3,505	△14.7	2,607	△25.6	2,129	△18.3	1,734	△18.6
15 歳～64 歳	6,657		6,539	△ 1.8	6,367	△ 2.6	5,532	△13.1	5,251	△ 5.1
うち 15 歳～29 歳(a)	2,790		2,345	△15.9	2,051	△12.5	1,806	△11.9	1,623	△10.1
65 歳以上(b)	401		475	18.5	481	1.3	553	15	649	17.4
若年者比率 (a)／総数	25		22.3	—	21.7	—	22	—	21.3	—
高齢者比率 (b)／総数	3.6		4.5	—	5.1	—	6.7	—	8.5	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	7,277	△ 4.7	6,947	△ 4.5	6,478	△ 6.8	6,204	△ 4.2	6,034	△ 2.7
0 歳～14 歳	1,619	△ 6.6	1,401	△13.5	1,071	△23.6	896	△16.3	840	△ 6.3
15 歳～64 歳	4,879	△ 7.1	4,572	△ 6.3	4,199	△ 8.2	3,952	△ 5.9	3,688	△ 6.7
うち 15 歳～29 歳(a)	1,392	△14.2	1,222	△12.2	1,248	2.1	1,194	△ 4.3	956	△20.0
65 歳以上(b)	779	20	974	25	1,208	24	1,356	12.3	1,506	△11.1
若年者比率 (a)／総数	19.1	—	17.6	—	19.3	—	19.2	—	15.8	—
高齢者比率 (b)／総数	10.7	—	14	—	18.6	—	21.9	—	25	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	5,775	△ 4.3	5,592	△ 3.2
0 歳～14 歳	755	△10.1	733	△ 2.9
15 歳～64 歳	3,458	△ 6.2	3,143	△ 9.1
うち 15 歳 ～29 歳(a)	709	△25.8	572	△19.3
65 歳以上(b)	1,562	3.7	1,716	9.0
若年者比率 (a)／総数	12.3	—	10.2	—
高齢者比率 (b)／総数	27	—	30.7	—

表 1 - 1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

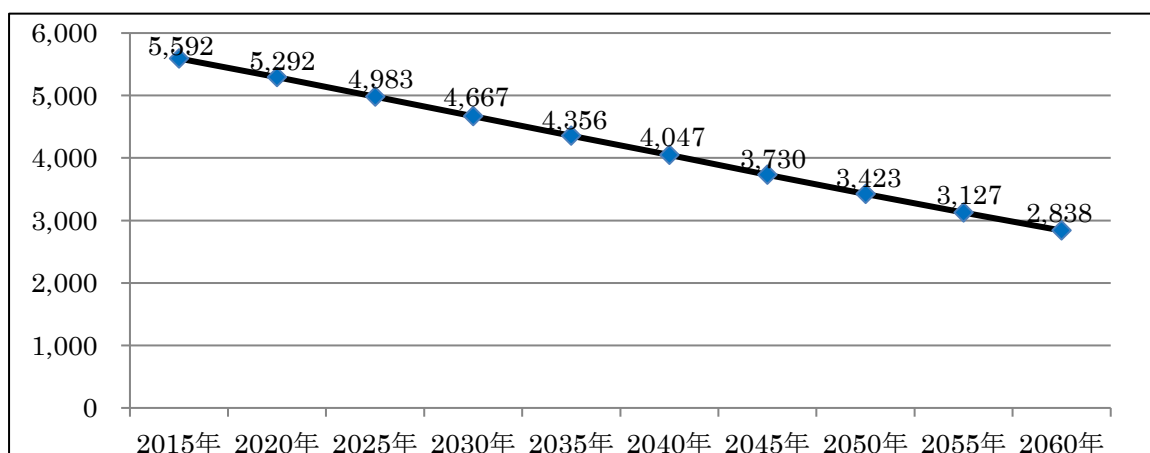
(単位:人、%)

区 分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	6,318	—	6,121	—	△3.2	5,862	—	△4.2
男	3,097	49	3,000	49	△3.2	2,855	49	△4.8
女	3,221	51	3,121	51	△3.2	3,007	51	△3.7

区 分	平成 27 年 3 月 31 日			
	実 数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	5,634	—	△3.9	
男 (外国人住民除く)	2,719	48	△4.8	
女 (外国人住民除く)	2,915	52	△3.1	
参 考	男 (外国人住民)	30	47	—
	女 (外国人住民)	34	53	—

表 1 - 1 (3) 人口の見通し

(単位:人)



イ 産業の推移と動向

産業別就業人口の動向は、平成 22 年と平成 27 年（国勢調査）を比較すると、第 1 次産業は 111 人減（△9.4%）の 1,070 人、第 2 次産業は 74 人増（21.0%）の 427 人、第 3 次産業は 86 人増（6.4%）の 1,426 人と推移している。

表 1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)

(単位:人、%)

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	5,522		5,097	△7.7	5,000	△1.9	4,128	△17.4	4,014	△2.8
第一次産業 就業人口比率	58		57.2	—	44.1	—	51.3	—	48.4	—
第二次産業 就業人口比率	27.4		22.1	—	33	—	22	—	22.6	—
第三次産業 就業人口比率	14.6		20.7	—	22.9	—	26.7	—	29	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	3,700	△7.8	3,576	△3.4	3,497	△2.2	3,257	△6.9	3,118	△4.3
第一次産業 就業人口比率	48.5	—	47.2	—	44.5	—	43	—	42.1	—
第二次産業 就業人口比率	19.7	—	20.2	—	19.3	—	15.8	—	14.5	—
第三次産業 就業人口比率	31.8	—	32.6	—	36.2	—	41.2	—	43.4	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実 数	増減率	実数	増減率
総 数	2,874	△7.8	2,923	1.7
第一次産業 就業人口比率	41.1	—	36.6	
第二次産業 就業人口比率	12.3	—	14.6	
第三次産業 就業人口比率	46.6	—	48.8	

(3) 新冠町の行財政の状況

ア 行政の状況

町は、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 ヶ年間で推進期間とした第 3 次新冠町行財政改革大綱を策定し、具体的取組みを明示した推進計画により、自主性、自律性の高い財政運営を確保する観点から、財政健全化、事務事業・組織機構の見直し、公共施設の見直しなど 10 項目にわたり将来の町の発展を見据え、施策及び財政基盤を確立し行政需要の質・量の変化に的確に対応した行財政運営を維持発展させるため、行財政改革の推進に取り組んでいる。

また、地方分権の推進に伴い、新たな行政課題や多様な住民ニーズへの的確な対応が求められており、それらに迅速に対応できる効率的な組織体制とするため、各課を横断する協議・推進体制の整備、職員数の適正管理計画による職員数の抑制にも段階的に取り組んでいる。

今後は、これまで以上に地域情勢の変化や住民の視点に立った対応が必要であり、職員は住民の多様なニーズや地域で抱えるさまざまな課題を的確に把握するとともに、これを解決するための政策を主体的に形成していく能力の向上が求められる。

イ 財政の状況

本町の財政は、町税収入などの自主財源の占める割合は低く、地方交付税をはじめとする依存財源の占める割合が高いため、国や北海道の方針により大きく影響を受けやすい財政構造になっている。

平成 18 年に第 3 次新冠町行財政改革大綱を策定して実施した行財政改革により、事務事業の効率的な執行や経費の削減及び町債残高の抑制を行った結果、いずれの財政指標も早期健全化基準、経営健全化基準を下回っている。

しかしながら、異常気象による災害などの突発的な要因で、基金残高は減少していることから財政運営の弾力性は厳しくなっている。

このことから、町債については、各年度の起債額と償還額の均衡を図りながら町債残高を抑制するとともに、ふるさと納税など自主財源の確保に努めながら収支の均衡に努めた財政運営を確保する必要がある。

表1-2(1)市町村財政の状況

(単位:千円、%)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	6,494,583	5,952,567	6,210,999
一般財源	4,018,160	3,725,115	3,574,260
国庫支出金	423,202	508,769	636,675
道支出金	499,339	498,648	223,164
地方債	1,086,682	466,083	742,417
うち過疎対策事業債	694,100	187,700	298,900
その他	467,200	753,952	1,034,483
歳出総額 B	6,301,964	5,830,143	6,036,751
義務的経費	2,012,023	1,749,976	1,855,744
投資的経費	1,546,509	387,612	1,299,980
うち普通建設事業	1,500,992	387,612	1,294,431
その他	2,417,188	3,490,979	2,647,956
過疎対策事業費	326,244	201,576	233,071
歳入歳出差引額 C (A-B)	192,619	122,424	174,248
翌年度へ繰越すべき財源 D	74,397	0	82,639
実質収支 C-D	118,222	122,424	91,609
財政力指数	0.194	0.188	0.227
公債費負担比率	24.2	16.9	18.0
実質公債費比率	18.1	11.5	7.1
起債制限比率	12.6	—	—
経常収支比率	81.6	83.5	89.3
将来負担比率	64.6	5.7	6.0
地方債現在高	7,933,102	6,782,424	5,775,205

ウ 施設整備水準等の現況と動向

町道は218路線を有しており、総延長は255.8kmで過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、重点的な整備により改良率は86.8%、舗装率は82.9%となっている。今後とも重要度に応じた、より計画的な改良整備を図る必要がある。

水道は、1地区の簡易水道と2地区の専用水道より水道水を供給しており、給水人口4,824人、一日最大給水量2,772m³/日となっている。

今後も、安全でおいしい水を安定供給するため、水道未普及地域の解消と施設の更新や改修、管路の漏水調査を実施し、有収率の向上に努める必要がある。

下水道については、生活環境の改善、河川などの公共用水域の水質保全を目的として、平成5年度から事業を進めてきたが、管渠整備もほぼ終了し、今後においては、ポンプ場、マンホールポンプ所のストックマネジメント計画を基に機械・電気設備の更新及び長寿命化を主に行ない、今後も町民への普及啓発に努め、水洗化率の向上を図っていく必要がある。

また、下水道処理区域外の地域においては、合併処理浄化槽の普及を図る「生活排水処理基本計画」を策定し整備を推進しており、今後も合併処理浄化槽の設置を促進していく必要がある。

公営住宅は327戸、改良住宅は16戸であり、政策空家を除く入居率は98%と高い状況である。

観光関連施設として、ホロシリ乗馬クラブ、レ・コード館、新冠温泉レ・コードの湯、ヒルズパークゴルフ場等を整備し、交流人口の拡大を図っている。町内には高齢者の入所施設として、共同生活施設、特別養護老人ホーム、有料老人ホームが整備されているが、今後は介護度の進行に応じた多様な生活環境の整備を図ると共に、老朽化が進む特別養護老人ホームの改築が必要である。

新冠国保診療所は、町内唯一の公的医療機関として町民の健康保持と医療の確保を図るべく、疾病の予防・治療・機能訓練を一体化した、効率的で効果的な医療を提供できる一次医療機関として一層の充実が求められているが、施設の老朽化が進んでおり、改築が必要である。

義務教育関連施設として、小学校2校、中学校1校を有しており、耐震化も全て適合しているが、施設の老朽化が進んでおり、計画的に維持補修を進めながら改築を検討している。

社会教育施設として、レ・コード館、町民スポーツセンター、児童館、郷土資料館、青年の家等があるが、レ・コード館を除く施設は老朽化が進んでおり、施設の方向性も含め、計画的に維持補修を進める必要がある。

生活関連施設としては、各地域に生活館・生活センター等の集会施設を設置しており、地区集会、研修活動、冠婚葬祭、自治会活動等その利用は多岐にわたるが、人口減少や高齢化により利用頻度が低下している。今後は施設の方向性について検討を行いながら、年次計画で整備を進める必要がある。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

(単位:%、m、床)

区 分	昭和55年	平成2年	平成12年	平成22年	令和元年
	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
市町村道					
改良率(%)	42.4	65.1	77.2	81.7	86.5
舗装率(%)	16.0	49.7	68.5	78.4	82.6
農道					
延長(m)					
耕地1ha当たり農道延長(m)					
林道					
延長(m)					
林野1ha当たり林道延長(m)					
水道普及率(%)	95.0	95.7	93.0	93.8	94.3
水洗化率(%)	4.3	6.2	28.3	90.7	92.9
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	12.3	10.1	10.8	3.1	9.7

(4) 地域の持続的発展の基本方針

第6次新冠町総合計画(令和2年度~令和11年度)は、「思いやりと笑顔あふれる「レ・コードなまち、にいかっぷ」をまちづくりの将来像と定め、これを実現するため以下の7つの分野別施策を推進することより、地域、社会、経済の活性化とこれからも住み続けたい、住んでみたいまち新冠町を築き、過疎化からの脱却をめざすものである。

I. 健康で安心して暮らせるまちづくり

①福祉の充実

少子高齢化や核家族化の進行など、社会情勢の変化や多様なニーズに対応するため、行政と町民の協働による地域福祉推進体制の構築を図り、子育て支援体制の充実や地域共生社会の実現のための基盤整備を推進し、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるまちをめざす。

②健康の維持増進

町民の健康意識を高め、充実した保健事業の提供と各種健康診断の受診率向上や健康管理に対する指導體制の整備により、自身による健康管理及び健康管理意識の醸成、これに対応した環境整備により予防医療を推進するとともに、救急医療の充実と医療・保健・福祉の連携による健康推進体制の拡充を図り、町民一人ひとりが健康で暮らせるまちをめざす。

II. 潤いある環境を創出するまちづくり

①自然環境の保全

地球規模での環境問題が一層深刻化する中、温室効果ガス削減に対する取り組みや省エネルギー対策による地球温暖化防止への貢献に取り組むとともに、豊かな自然環境を基軸とする新冠らしい景観の形成を図り、潤いのあるまちをめざす。

②環境・衛生の向上

自然と共生する循環型社会の確立に向けて、ごみの減量化やリサイクル活動、合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、地域が主体となった環境美化による自然環境保護意識の高揚や火葬場・墓地の適正な維持管理により、衛生的で美しい生活環境を創出するまちをめざす。

III. 快適で暮らしやすいまちづくり

①社会基盤の向上

少子高齢化の進行やライフスタイルの変化、生活圏域の拡大などを踏まえ、住環境や上下水道、道路など日常生活をはじめ、産業振興や地域経済を支える社会基盤の整備を推進し、快適に暮らすことができるまちをめざす。

②利便性の向上

持続可能で安定した公共交通システムの維持・継続に加え、JR日高線に代わる新たな交通システムを確立し、「地域の足」を確保するとともに、新たに整備された情報通信基盤を活用した産業振興や地域振興、生活環境の向上を図り、便利で暮らしやすいまちをめざす。

IV. 安全で安心して暮らせるまちづくり

①安全の確保

近年、激甚化している自然災害により大きな被害が頻発している中、過去の自然災害・被災経験を生かした地域防災・減災体制及び情報伝達体制の充実や、各関係機関と連携した危機管理体制の充実を図るとともに、保安林整備や治山事業の推進、治山ダムや海岸の保全など関連施設の適切な維持管理により、災害に強く安全に暮らせるまちをめざす。

②安心の確保

火災をはじめ自然災害や事故などから町民の生命・身体及び財産を守るため、火災予防の推進や消防体制、救命率向上を図るため救急・救助体制の充実とともに、子どもや高齢者が交通事故や犯罪に巻き込まれないよう、交通安全運動や防犯活動を推進し、町民が安心して暮らせるまちをめざす。

V. 力強く安定した産業づくり

①農業の振興

農業後継者や新規就農者など担い手の育成確保をはじめ、農業生産基盤の整備と農地の集約化による効率的な農地利用、農作業の効率化による労働力の軽減、質の高い農畜産物の生産拡大と高収益作物との複合化による経営の安定化を推進し、持続的に発展する力強く安定した農業をめざす。

②林業の振興

多面的な機能を有する森林の適正な管理・保全と多様な森林整備を推進し、持続的な森林資源の確保による安定供給とともに、人工林資源の有効活用・循環利用による森林関連産業の育成を進め、安定した林業・林産業をめざす。

③水産業の振興

資源管理と漁場造成の推進とともに、漁港及び関連施設の整備促進、既存経営体の育成及び新規漁業就業者の確保・支援により漁業経営基盤の充実を図り、安定したつくり育てる漁業をめざす。

④商・工業の振興

多様化する消費者ニーズや商・工業者を取り巻く環境に対応し、地域農業等と連携した商業機能の向上や新技術・新サービスの導入、新規就業者支援等を図るとともに、各種融資・補助制度の効果的な活用を促進し、商・工業の活性化をめざす。

⑤観光の振興

観光ニーズに応じた多様な観光メニューの創出など、観光の魅力づくりを推進するとともに、観光拠点施設の整備や情報の発信、様々な主体との広域間連携を推進した観光をめざす。

⑥雇用環境の充実

起業の促進、企業誘致などを推進するとともに、各種技能訓練や技能取得を奨励することにより、雇用機会の創出・拡大をめざす。

VI. 郷土を愛し生きる力を育む人づくり

①幼・小・中教育の充実

幼児期から連続性のある教育の推進と保育環境の充実を図るとともに、小・中学校における信頼される学校づくりの推進や確かな学力の育成、豊かな心と健やかな体の育成を推進し、生きる力を育む人づくりをめざす。

②生涯教育の充実

町民が生涯にわたって自主的に学ぶことができるよう、個人の成長と地域社会の発展を促す社会教育活動を積極的に推進するとともに、未来ある子どもたちの社会性を育み、健全な成長とライフステージに応じた生涯教育の充実により、郷土を愛する人づくりをめざす。

VII. 自立したまちづくり

①協働のまちづくり

地域における積極かつ主体的な町民活動の促進とあわせ、広報活動と広聴機能の充実による多様な主体と行政の協働によるまちづくりを推進するとともに、まちの根幹をなす人口確保対策と公有財産の積極的な有効活用によるまちの活性化をめざす。

②確かな行財政の確立

日々変動する社会情勢において、様々な行政課題に対応した効果的かつ効率的な行政運営と町債残高の圧縮、収納対策を推進した公平かつ効率的な財政運営を推進するとともに、高度化・専門化する行政サービスに対応するため町行政の枠を超えた広域行政を推進し、確かな行財政を基盤とする自立したまちをめざす。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上が実現するよう、後述する対策及び計画において全力で取り組むものとする。

過疎地域における最重要課題は少子高齢化及び生産年齢人口の流出による人口減少であり、地方自治体が担う保健・福祉・介護・医療等に影響を及ぼし、地域の活力を衰退させる極めて重要な課題と捉えている。

安心して住み続けられるまちを形成することで人口の減少に歯止めをかけ、行政だけでなく民間や地域住民、他自治体との広域的な連携などの相互補完によるまちづくりを実践することが重要であり、地域が元気で誰もがいきいきと暮らしていける環境整備が急務であることから、本町においては生産年齢人口の減少に着目し、いわゆる社会減の減少率を毎年度同程度にすることを基本目標として設定する。減少率は、直近5年間の社会減少率が△1.3%（令和2年度転出者数276人であるためおよそ△3人程度）であったことから、これを基準値とする。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

基本目標及び計画は毎年度数値・実施状況を検証し、PDCAサイクルにより町として評価を実施し、議会へ報告する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等は町民の大切な財産であり、その財産を守るためには、施設の計画的な維持管理とともに、将来にわたって町民の理解が得られるサービス水準を確保する必要がある。しかしながら、今後想定される厳しい財政状況の中で、公共施設等に投資できる限られた予算を適切に執行するためには、町民ニーズの量や質の変化を適切に捉え、総合的で効率的・効果的な施設運営が求められる。

これらを踏まえ、町では公共施設マネジメントの基本的な考え方である「量」と「質」及びコストの視点から公共施設を見直し、持続可能な町民サービスの提供を図る。なお、本計画に記載されている公共施設等の整備については、新冠町公共施設等総合管理計画等に適合する。

① 「量」に関する基本的な考え方

本町の人口は年々減少傾向にあり、こうした人口減少社会の到来も一つの要因となり、将来の財政の見通しは厳しい状況にある。

今後は、限られた財源の中で、公共施設の有効活用とともに町民ニーズにあったサービスの提供を行う必要がある。その際、今後の人口動向や地域の状況、将来の町民ニーズに配慮するなど、社会経済情勢や需要の変化に見合う公共施設の供給量や適正な施設配置等を検討する。

② 「質」に関する基本的な考え方

本町が保有する公共施設のうち、築30年以上経過した施設は、全体延床面積の4割程度を占めている。耐用年数が経過したからといって直ちに施設の利用ができなくなるものではないものの、築30年で大規模改修、築60年で建て替えが必要となる場合が多いといわれているため、今後老朽化の進行により、建

て替えや大規模改修の時期が集中することが想定される。

安心・安全で魅力あるサービスを提供できる公共施設を次世代へ引き継いでいくため、施設の健全維持を図り、できるだけ施設を長く使用するとともに、提供サービスのレベルが低下しないよう、時代の変化に応じた改修を推進する。

また、民間企業等が持つノウハウの積極的な活用を図るため、指定管理者制度、PPP/PFI等の活用体制を検討する。

③「コスト」に関する基本的な考え方

本町の財政の見通しは今後も厳しい状況にあるといえるため、公共施設の整備や大規模改修及び管理運営等については、ライフサイクルコストを考慮し、経済的な整備手法や効率的な管理運営等を検討する必要がある。

今後は、限られた財源の中で、日常の維持管理費や管理運営費、更には将来の更新や大規模改修等に係る費用を確保していくため、効率的・効果的な施設整備・運営実現のための新たな取組みや工夫を進めていく。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

①移住・定住

まちの根幹を成す人口は、昭和 35 年の 11,166 人をピークに現在（令和 3 年 5 月末住民基本台帳）では、5,299 人まで減少している。

人口減少の主な要因は、高度経済成長やバブル景気などの経済成長に伴う都市部への人口流出が大きく、第一次産業の低迷や雇用情勢の悪化に伴う就業者数の減少、さらには、平成 8 年を前後に出生数が死亡数を下回る少子高齢化の影響による自然減となっている。

このように人口減少が続くなか、民間による宅地分譲事業や定住移住促進プロジェクトの展開により、減少率は鈍化している。

今後は、さらなる人口確保、特に子育て世代を中心とする若い世代の人口確保を図るため、雇用の拡大をはじめ、産業、教育、子育て、医療、福祉、環境などあらゆる分野の充実・向上を図ると同時に、戦略としての定住・移住促進対策事業も継続的に取り組む必要がある。

②地域間交流

本町は、札幌市や新千歳空港から比較的近傍に位置し、夏は涼しく冬は積雪が少ない過ごしやすい気象条件となっており、さらに、海、山、川などの豊かな自然と馬という地域資源を有している。

また、現代社会で失われつつある「こころや人間性」を重視し、「こころ・やさしさ・いやし・ゆとり・やすらぎ」などの追及を基調した「レ・コードと音楽によるまちづくり」を平成 3 年から展開しており、本町の農林漁業や自然・文化など、さまざまな地域資源を活かした都市との交流を積極的に促進し、地域の活性化を図る必要がある。

(2) その対策

①移住・定住

○町民が住み続けたいと思い、町外の方から住んでみたいと思われるまちづくりをめざす。

○本町の魅力を最大限に発揮して、町外からの移住・定住を誘導することにより、人口の確保を図る。

○中古住宅等住宅ストックを活用しながら、住替えの促進を図る。

②地域間交流

○グリーン・ツーリズムや自然体験などにより、都市との交流を推進し、関係・交流人口の増に努める。

○本町の特色を活かした馬とのふれあいや乗馬施設を拠点とした交流を推進する。

○レ・コード館を拠点として、音楽、芸術、演劇などの文化・人材交流を推進する。

(3) 計画

(令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	<ul style="list-style-type: none"> ●定住・移住促進事業 ○定住・移住促進制度 住宅建設奨励金、引越助成金、住宅建設資金利子補給、子育て世代住宅支援金 ○定住・移住促進事業 移住促進住宅事業、お試し生活体験事業 ○中古住宅活用促進事業 中古住宅取得補助金、中古住宅取得資金利子補給、中古住宅取得物件リフォーム補助金 当町への定住・移住を促進することで、主に子育て世代の社会増を確保し、人口増加及び地域の活性化に繋げる。 	新冠町	
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(5)その他	○まちの不動産屋さん運営費補助金	新冠町	
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(5)その他	○中古住宅流通支援交付金	新冠町	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

①農業

ア. 農業生産基盤の確立

安定的な農業生産を確保するには、地力増進のための土造りを基本としながら、区画整理や暗渠排水などの土地基盤整備を計画的に実施するとともに経営農地の集約化など農地の生産性及び効率性を高めることが求められている。

しかし、経営の向上や規模拡大・複合化には農業施設や機械の導入が必要となり多額の投資を伴うことから積極的な実施には結びついていない。また、農業従事者の高齢化や担い手不足により経営体の減少が進み、耕作放棄地の発生や、農地機能の低下が懸念される。

イ. 稲作振興

米価の低迷や生産調整の拡大により水田作付面積はピーク時の約 5 分の 1 にあたる約 200 h a まで減少しているが、国から示されてきた米の生産数量目標の設定が廃止され、産地には需要に応じた生産が求められている。

町内産米の消費を推進・拡大するには、消費者ニーズに沿った品種の選定や栽培技術の向上が重要となる一方で、収量・品質などは天候に左右されやすい面があり、収量・食味の高品位安定が重要視される。

また、新冠産米の消費拡大、量販店やコンビニといった中食販路拡大をめざす一方、野菜を中心とした高収益作物との複合化を推進し、水稻農家の経営安定化を図る必要がある。

ウ. 野菜振興

基幹作物であるピーマンは、生産面積の拡大や集出荷・共選施設の充実、販路の拡大により着実に販売金額を伸ばし、消費者や市場関係者から高い評価を得ており、北海道一の産地としてブランド化が図られている一方、アスパラやほうれん草、かぼちゃやメロン等の振興・補完作物の知名度は低く、さらなる生産量の確保と増収に向けた取組みが求められる。

また、近年海外からの輸入農産物等、単に価格の安い食品が並ぶ中、消費者の「食」に対する安心・安全への関心が高まっており、エコファーマー制度やGAPをはじめとした生産工程管理の導入、農産物の直販フェアや各種イベント等を通じた生産者と消費者の信頼関係づくりも求められている。

エ. 酪農振興

少子高齢化による全国的な酪農経営体の減少に伴い、北海道産牛乳の需要は高まっているが、生産戸数が減少している中、戸当たり飼養頭数は増加しており、労働負担の増加や休日が少ないなど、ゆとりある酪農経営とは言えず、酪農ヘルパーや農作業受託組織のコントラクターの活用は重要度を増しており、さらに農作業の効率化や省力化に資する農業機械の導入など、労働負担の軽減を図る対策が求められている。

良質な生乳の安定生産をめざし、個体乳量の向上や乳質の改善を図るとともに、自給飼料生産基盤整備が求められている。

オ. 肉用牛振興

町内の黒毛和牛生産は素牛出荷を中心に順調に伸びてきており、平成 24 年度の和牛センターの稼働を契機に開始した繁殖牛の育種価判明事業により優良繁殖牛の自家保留が進み、生産基盤の確立に繋がっているが、優良牛から採卵した受精卵の地域内流通は町有牛受精卵に頼っており、各農家で採卵した受精卵は自家利用に留まっているため、優秀な繁殖牛の受精卵を地域内で活用する仕組みづくりが求められている。

育種価を活用した素牛生産を進めているが、販売価格への影響は限定的であり、購買者へ生産体制をアピールする取組みが求められている。

一貫肥育経営に取り組む農家は少数に留まっているが、和牛センターで預託肥育することで地域としての肥育牛出荷頭数は一定の規模を維持しており、これらは近隣町との広域出荷により東京食肉市場に出荷されている。

カ. 軽種馬振興

軽種馬販売は昨今の緩やかな景気回復によりセリ市場を中心に安定的に推移しているが、市場動向は景気による影響が大きく不安定なため、販売体制の強化と売れる馬づくりが重要となる。

生産基盤である草地の改良が停滞しており、雑草の侵食等による収量や品質の低下が見受けられるため、速やかな対策が求められている。

繁殖牝馬の高齢化は受胎率の低下に繋がり、生産効率に悪影響を及ぼすことから、適切な更新による生産性及び資質の向上が求められている。

地方競馬は重要な販売先であり、ホッカイドウ競馬をはじめ各地方競馬が引き続き存続するよう支援の継続が求められている。

キ. 担い手の育成・確保

農業経営体数及び農業就業人口は減少を続け、農業従事者の高齢化は依然として顕著であるうえ、後継者の目途が立たない経営体も多く、農業の担い手不足は深刻さを増している。新規就農者の確保と地域農業の労働力補完のために実施している農業支援員（地域おこし協力隊）派遣事業が着実に成果を上げているものの、都市圏を中心とした雇用情勢の回復と全国的な担い手確保・支援施策の競争によって、その確保が困難となっており、関係団体と連携した事業の安定運営が求められる。

農業人口の減少は農業生産基盤の脆弱に繋がることから、経営感覚の優れた人材の育成と担い手の確保は急務であり、農家子弟のUターンや外国人労働者の雇用及び技能実習生の受入れも積極的に取り組む必要がある。

②有害鳥獣対策

エゾシカやアライグマなどの鳥獣による農作物への被害は、以前として高い水準で推移しており、継続した被害防止対策の実施が求められている。

③林業

ア. 林業振興

本町の森林面積は、総面積の 71%に相当する 46,737 h a を占め、その約 80%が国有林となっており、樹種別では天然林が約 8 割、人工林が約 2 割を占める。

また、町有林 3,909 h a、私有林 3,411 h a と森林面積の 16%を占め、そのうちカラマツ・トドマツを主体とする人工林は約 3 割の 2,051 h a となっており、この人工林資源の半数が利用期を迎えている。

全国的に造林や種苗生産など林業の担い手が不足、森林の造成・育成や木材の生産などを行う林業事業体も減少しており、本町でも林業事業体は 1 社のみとなっている。

イ. 森林保全

近年は、全国各地で台風や前線の停滞などによる集中豪雨や地震により、甚大な山地災害が発生しており、本町でも平成 15 年の台風 10 号により甚大な被害を受けた。このため、荒廃またはその恐れのある林地では治山事業を実施し、既設の治山ダムでは堆積土砂の除去を順次進めているが、箇所数が多いため年次的な対応となっている。

④水産業振興

ア. 漁業経営

本町の漁業は、度重なる自然災害、環境の変化等により総漁獲量は年々減少傾向にあり、加えて原油価格の高騰が漁業経営に影響を及ぼしていることから、漁具購入に対する補助、制度資金借り入れに伴う利子補給等を行い、漁業経営体の負担軽減に努めている。

また、漁業経営体及び漁業就業人口は減少を続ける中、漁業従事者の高齢化は依然として顕著であり、後継者の目途が立たない経営体も多く水産の担い手不足は深刻さを増していることから、既存の経営体の育成及び新規漁業就業者の確保が求められている。

イ. 漁場・資源増殖

大雨災害時、河川からの泥水及び流木の流入並びに護岸破損に伴う土砂の流入により、漁場は大きな悪影響を受けていることから、河川改修や護岸整備に係る要請の必要がある。

また近年、タコ産卵礁、幼稚仔保育礁の設置及びマツカワの種苗放流並びにサケ資源の増殖を図るため栽培漁業の推進に努めているが漁獲量は減少傾向にある。今後さらに育てる漁業への取組みを推進しながら、新たな魚種に係る資源増殖に努める必要がある。

ウ. 漁港・関連施設

節婦漁港は開港以来逐次改修を進め、近年は水産基盤整備事業により漁港改良工事や浚渫等が行われている。今後も漁船の安全確保のため、漁港整備や浚渫に係る要請活動を行う一方、老朽化していく漁業関連施設及び関連施設周辺環境の整備が求められている。

⑤商・工業振興

ア. 商・工業

人口減少・少子高齢化に伴い、町内の購買力・消費力の低下が見受けられ、商・工業者にとっては厳しい状況が続いており、近隣町の大型商業施設への消費流出、原材料や原油の高騰などからも地域経済への影響は著しい状況である。

イ. 後継者問題

商・工業経営体の減少や事業者の高齢化が進み、後継者の目途が立たない経営体も見られることから、商・工業経営の安定及び後継者の確保が求められている。

ウ. 商工業等団体

町内商・工業活性化のため、商工会などの指導機関との連携を強化するとともに、各種補助金や融資制度・利子補給制度により商・工業者に対する経営意欲の高揚を積極的に推進した経営基盤の安定が求められている。

エ. 活性化対策

観光振興や交流人口の拡大に努め、定住移住促進による地域活性化を図った商・工業振興が求められている。

⑥観光振興

ア. 観光施設

高規格幹線道路日高自動車道の延伸により都市圏からの交通アクセスが向上し、レ・コード館、道の駅、乗馬施設をはじめとする町の観光関連施設や民間事業者へ経済効果が表れている。

イ. 観光拠点づくり

にいかっぷホロシリ乗馬クラブの西泊津地区への移転を契機に、近隣観光施設と連携した一体的な観光づくりが求められている。

ウ. 道の駅

観光繁忙期に対応した施設整備が急務で、特に道の駅では駐車場及び施設の充実が課題であり、早期整備が求められている。

エ. 地域の連携

観光客のニーズに対応した観光メニューの強化や観光拠点施設のネットワーク、その他観光情報の発信など、魅力ある新冠町の観光振興を図る上で観光協会や観光専門業者、地域・行政が連携しながら「魅力ある新冠」を構築することが求められている。

オ. 管内の連携

高規格幹線道路日高自動車道新冠 I C の開通に向け、日高管内全体での広域的な観光プロモーション活動や新たな観光ルートを管内各町と連携し、推進することが求められている。

また、管内 7 町が連携し、関係・交流人口の拡大をめざした交流事業を展開しているが、一部限定的な取組みとなっていることから、さらなる総合交流の場を創出することが求められている。

⑦雇用対策

北海道特有の気候や産業構造の変化により、パートや日雇い、季節労働者などの雇用形態が増加し、雇用を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いている。

また、雇用機会を求めて都市部に流出する若者も後を絶たない。このようなことから、就労意欲を持つ町民の就労を支援するため、企業やハローワークなどとの連携を強化しながら、地場産業や新産業の振興を図り、雇用機会の拡大や雇用安定に向けた取組みを進める必要がある。

⑧起業

国際化の進展や価格の低迷、産地間競争の激化など、本町の基幹産業である、農業の低迷が深刻化する中、個々の産業の領域分野を越えた資源と人材を活用、他産業との交流・連携と付加価値創造など産業の複合、総合化がより重要になり、新たな産業づくりの基本に据えていくことが必要である。

このため、産業間の交流・連携による共同開発や産業振興に向けた基盤づくりに努め、技術面や施設面での支援を進め、新たな産業づくりや商品開発を促す必要がある。また、起業意欲を促進させるためには、関係機関が連携し、包括的な支援を行う必要がある。

(2) その対策

①農業

ア. 農業生産基盤の確立

- 土地改良及び草地の整備・更新などにより地力の増進を図るとともに、農地の集約化により効率的な農地利用を推進する。
- 農業機械等の共同利活用組織・作業受託協議会の利用促進による組織活動の継続を図る。
- 農作物への鳥獣被害防止対策を推進するとともに、効果的な駆除体制の確保に向けて関係機関と連携する。

イ. 稲作振興

- 反当収量の確保と高品質米の安定生産を重視した栽培技術の向上と販路の拡大を推進する。
- 肉用牛や高収益作物との複合化を図り、経営の安定化を推進する。
- 稲作振興のため、関係団体及び他市区町村との広域的な連携に努める。

ウ. 野菜振興

- 品質の高い農産物の安定供給のため、基本技術の徹底と栽培施設整備の推進を図る。
- 農作業の共同化や雇用労働力の確保に努める。
- 野菜振興のため、関係団体及び他市区町村との広域的な連携に努める。

エ. 酪農振興

- ゆとりある酪農経営の取組みを推進する。
- 高品質乳生産への取組みを推進する。
- 受精卵の活用による経営基盤の強化を図る。
- 町有牧野の利用を推進し、酪農経営の支援を図る。
- 酪農振興のため、関係団体及び他市区町村との広域的な連携に努める。

オ. 肉用牛振興

- 優良繁殖牛の確保に向けた取組みを推進する。
- 受精卵移植の活用による優良繁殖牛の増頭を促進する。
- 販売対策の充実に努め、新冠産和牛の市場価値を高める取組みを推進する。
- 肉用牛振興のため、関係団体及び他市区町村との広域的な連携に努める。

カ. 軽種馬振興

- 売れる馬づくりへの体制整備を推進する。
- 生産基盤の整備を推進する。
- ホッカイドウ競馬をはじめとする地方競馬の活性化を支援する。
- 軽種馬振興のため、関係団体及び他市区町村との広域的な連携に努める。

キ. 担い手の育成・確保

- 認定農業者や農業生産法人など地域農業の中心となる経営体の育成を図る。
- 農家子弟のUターンの奨励と親元就農及び円滑な経営継承に向けた取組みを推進する。
- 新規就農者の受入れや支援体制の充実及び継続的な募集活動に努める。
- 労働力の補完や効率的な営農体系の確立に向けた取組みを推進する。

②有害鳥獣対策

- 農作物への鳥獣被害防止対策を推進するとともに、効果的な駆除体制の確保に向けて、関係機関と連携を進める。

③林業

ア. 林業振興

- 森林は水源の涵養、山地災害の防止、木材の供給、生物多様性の保全、健康の維持・増進などの多面的な機能を有しており、これらの公益的機能を持続的に発揮するために、森林資源の循環利用の推進に向けて、伐採後の着実な再生林・保育・伐採、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった持続的なサイクルを円滑に進める。
- 林業は、危険を伴う作業が多く、労働災害の発生頻度が高いことから、労働安全衛生対策を進めるとともに、林業労働者の安定的な雇用体制づくりを支援し、適切な森林施業と原木の安定供給を担う林業労働者の育成を図る。
- 林業振興のため、関係団体及び他市区町村との広域的な連携に努める。

イ. 森林保全

- 山地災害の未然防止及び減災のため、危険箇所には迅速な保安林の指定に努め、森林の保育管理と治山施設の整備、適切な維持管理を図る。

④水産業振興

- 漁具等の近代化、後継者の育成・確保などを支援し、漁業経営基盤の安定・強化を図る。
- 漁場環境の整備や漁場造成、種苗放流などによるつくり育てる漁業を支援し、漁業生産の安定・向上を図る。
- 漁港や漁業関連施設の整備を支援し、安全で効率的な漁業作業環境の整備を進める。
- 水産業振興のため、関係団体及び他市区町村との広域的な連携に努める。

⑤商・工業振興

- 少子高齢化や近隣町の大型商業施設への消費流出など、小売商業を取り巻く環境変化に対応するため、経営改善の推進と魅力ある個店づくりを支援する。
- 商・工業経営の安定化を図り、新規事業者への支援及び後継者の確保への取組みを推進する。
- 地域農業と連携した6次産業や観光分野、定住移住促進、関係・交流人口の拡大など地域と連携した商業機能の向上を支援し、経営の近代化と地域の産業力を高める。
- 関係機関と連携し、新技術・新サービスの導入、新分野への進出などを支援し、地域の活性化と雇用の拡大を推進する。
- 商工業振興のため、関係団体及び他市区町村との広域的な連携に努める。

⑥観光振興

- 観光施設の充実を進め、観光客の多様化及び個性化に対応できる観光産業の育成を図るため、地域資源を活用した観光メニューの創出や観光ネットワークを推進し、さらなる観光の魅力づくりを高める。
- ホームページやSNSを活用した情報発信を拡充するとともに、受入体制の整備・向上を図る。
- 地域が一体となった観光振興施策の推進を図ることを目的に、観光協会や関係機関との着地型・体験型観光の企画推進や広域的な連携による観光プロモーションや新たな観光ルートの開発などを推進する。
- 日高管内 7 町の連携により、日高管内における新たな観光機会を創出するまちづくりをめざす。
- 観光振興のため、関係団体及び他市区町村との広域的な連携に努める。

⑦雇用対策

- 雇用機会の創出拡大を図るため、地域資源を活用した地場産業による事業展開やそれに伴う事業の拡大、さらに企業誘致もめざしながら町内企業の活性化を促進する。
- 雇用の場の安定確保をめざす。
- 就労に活かせる技術や知識習得を支援する。
- 高齢者の能力や経験を活かした就労機会の創出を推進する。

⑧起業

- 関係団体と連携し、小規模事業者の起業を支援し、地域の活性化と雇用の拡大を図る。

(3) 計画

(令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農業	○野菜促成栽培施設整備事業補助金 パイプハウス、自動換気装置の設置費 に対する補助(二重ハウス5棟、一重 ハウス5棟、自動換気20基)	農業組合	
2 産業の振興	(1)基盤整備 農業	○黒毛和種導入 繁殖雌牛5頭	農業組合	
2 産業の振興	(1)基盤整備 林業	○町有林造成 人工造林26ha、下刈43ha、間伐37ha	新冠町	
2 産業の振興	(1)基盤整備 林業	○町有林造成 人工造林15ha、下刈72ha、間伐52ha	新冠町	
2 産業の振興	(1)基盤整備 林業	○民有林造成 人工造林9ha、下刈27ha、除間伐26ha、 天然林除間伐95ha、野鼠駆除47ha	森林組合	
2 産業の振興	(1)基盤整備 水産業	○ほっき最小成貝放流	漁業組合	
2 産業の振興	(9)観光又はレクリ エーション	○森林公園施設整備工事 遊具改修、木道改修、テント床改修	新冠町	
2 産業の振興	(9)観光又はレクリ エーション	○温泉リニューアル工事 ボイラー更新、漏水改修、屋根改修、 外部塗装、内部改修、LED照明器具更新、 客室改修等	新冠町	
2 産業の振興	(9)観光又はレクリ エーション	○乗馬施設整備事業 外構工事、研修棟1棟、旧施設解体等	新冠町	
2 産業の振興	(10)過疎地域持 続的発展特別事 業 企業誘致	●町企業誘致促進事業 新規操業に係る事業の安定化を促進す るための支援 地域へ企業を誘致することで、人口 の増加、雇用の拡大、地域の活性化等 の効果が見込めることから、積極的に 推進する必要がある。	新冠町	
2 産業の振興	(10)過疎地域持 続的発展特別事 業 その他	●町起業化支援事業 小規模事業者による起業化を支援 起業化を支援することで、雇用の拡 大、地域の活性化等の効果が見込める ことから、積極的に推進する必要がある。	新冠町	
2 産業の振興	(11)その他	○西泊津ヒルズパーク管理事業	新冠町	
2 産業の振興	(11)その他	○道の駅地場産品交流センター管理事 業 指定管理料	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(11)その他	○道の駅地場産品交流センター管理事業 道の駅リニューアル事業（設計委託費、施設建築本体工事等）	新冠町	
2 産業の振興	(11)その他	○ホロシリ乗馬クラブ管理委託事業	新冠町	
2 産業の振興	(11)その他	○温泉施設管理運営委託事業 プラント管理委託等	新冠町	
2 産業の振興	(11)その他	○出合いと憩いのセンター維持管理費	新冠町	
2 産業の振興	(11)その他	○ふるさとまつり	実行委員会	
2 産業の振興	(11)その他	○新冠町観光協会補助金	観光協会	
2 産業の振興	(11)その他	○担い手育成対策支援事業 新規就農者が営農に必要な農地、農用施設、機械器具及び住宅の取得並びに改修に要する費用の2分の1を補助（R2年度採用農業支援員3名、R4年度採用農業支援員1名、R5年度採用農業支援員1名）	新冠町	
2 産業の振興	(11)その他	○多面的機能支払事業負担金 農業農村の有する多面的機能を維持するための組織活動を支援（比宇川流域環境保全会、里平地区農地・水環境保全会）	新冠町	
2 産業の振興	(11)その他	○軽種馬振興事業補助 軽種馬販売対策促進（売り馬情報の配信）	軽種馬生産振興会	
2 産業の振興	(11)その他	○軽種馬市場上場促進事業 軽種馬市場上場促進（馴致預託の助成）	農業組合	
2 産業の振興	(11)その他	○ホッカイドウ競馬支援・売上増進対策 ホッカイドウ競馬支援事業実行委員会負担金	実行委員会	
2 産業の振興	(11)その他	○ホッカイドウ競馬協賛事業 ホッカイドウ競馬協賛事業 レース副賞	新冠町	
2 産業の振興	(11)その他	○地方競馬新冠レース協賛事業 園田、笠松、金沢、名古屋、浦和 レース副賞	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	
2 産業の振興	(11)その他	○受精卵移植事業 受精卵の採卵・移植	移植 協議会	
2 産業の振興	(11)その他	○酪農ヘルパー事業	利用組合	
2 産業の振興	(11)その他	○和牛育種推進協議会補助 育種価データ提供支援事業	育種推進 協議会	
2 産業の振興	(11)その他	○有害鳥獣駆除対策事業（有害駆除関係） ヒグマ捕獲報償費、有害鳥獣駆除捕獲委託料、エゾシカ残滓処理手数料	新冠町	
2 産業の振興	(11)その他	○マツカワ中間育成施設（サブセンター）運営負担金	漁業組合	
2 産業の振興	(11)その他	○漁業近代化資金利子補給	漁業組合	
2 産業の振興	(11)その他	○稚だこ保育礁設置事業補助金	漁業組合	
2 産業の振興	(11)その他	○漁業者漁具整備事業	漁業組合	
2 産業の振興	(11)その他	○預託牛管理事業 整備事業完了によるフル稼働 350 頭規模を想定	新冠町	
2 産業の振興	(11)その他	○町有牛管理事業 町有牛管理については、乳肉連携生産と優良和牛母系の受精卵供給源として 80 頭規模を管理していたが、ヨーネ病清浄化までは感染防止対策として 60 頭の規模を維持管理するとともに素牛売却せずに肥育とする。	新冠町	
2 産業の振興	(11)その他	○和牛センター事業 預託肥育により町内繁殖牛の育種価を判明し、優良繁殖基盤の造成に資する（ヨーネ病清浄化までは受入休止とし、町有牛肥育施設として稼働する）	新冠町	

（４）産業振興促進事項

①産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域内において振興すべき業種については下表のとおり。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
新冠町全域	製造業、農林水産物等販売業、 旅館業、情報サービス業等	令和 3 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	

②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

（２）その対策及び（３）計画のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

新冠町公共施設等総合管理計画より(平成29年3月策定)

スポーツ・レクリエーション施設

現況と課題

- 新冠温泉レ・コードの湯は複数年かけて大規模改修を進めており、現在は屋根及び外壁等の工事を行っています。今後は温泉棟や宿泊棟の内部改修等によるリニューアルを予定しています。
- にいかっぷホロシリ乗馬クラブの建物は概ね問題ない状況ですが、クラブハウスの一部に雨漏りのある箇所があります。高規格道路建設の関係で施設を移転する可能性があります。
- 道の駅サラブレッドロード新冠は利用客数が増加傾向にあり、平成27年度の利用者数は約17万人となっています。今後は施設の利便性向上及び更なる利用者数増に向け、施設のリニューアルを行う予定です。

管理の基本方針

- 点検・診断等により危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕を行い、利用者が安心して利用できるように安全の確保を図ります。
- 維持管理費の削減に向け、運用面での工夫や設備における省エネ化策を検討します。
- スポーツ・レクリエーション系施設は今後も施設を維持していくことを基本とします。

新冠温泉レ・コードの湯は、町内唯一の宿泊温泉施設であり、町民福祉の向上及び町外からの宿泊、入浴客を呼び込むことで地域の活性化に寄与する施設であることから計画的なリニューアルを令和3年度作成予定の公共施設等個別計画に盛り込むこととしている。

にいかっぷホロシリ乗馬クラブは、高規格幹線道路日高自動車道延伸による建設ルートと重なったことから移転が決定し、令和3年3月1日より新冠温泉レ・コードの湯近傍地でリニューアルオープンしている。町内で主要な観光施設であるとともに馬術競技大会誘致など地域の活性化に資する施設として今後活用していくことから、附帯施設の建築及び旧施設の解体工事を令和3年度作成予定の公共施設等個別計画に盛り込むこととしている。

道の駅サラブレッドロード新冠は、令和7年度に予定されている高規格幹線道路日高自動車道新冠IC開通に向け、日高の玄関口としての役割が期待されており、さらなる賑わいを生む施設としてリニューアル工事を進めている。現在は調査設計の段階であり、今後町民の意見を交えてリニューアル協議を進めることとし、令和3年度作成予定の公共施設等個別計画に盛り込むこととしている。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

①情報通信

令和元年度から2箇年で整備した光回線網（整備延長L=229km）により、町内全域で超高速通信が可能となり、これまで積年の課題であった地域の情報通信格差の是正を図ることができた。今後は、防災や教育、地域振興等の観点から行政分野においても積極的にこの情報通信基盤を利用したICT、IoTの利活用を進めていく必要がある。また、本町の基幹産業である第一次産業分野においても積極的に利活用を進め、産業振興や地域課題の解決を図っていく必要がある。

さらに、コロナ禍において、デジタルトランスフォーメーションの加速化に伴い、新たな価値観や生活様式が定着してきている。コロナ禍が収束した後においても、テレワークやサテライトオフィスなど新たな仕組みに対応できるよう対策を講じていく必要がある。

本町において、国道通行止め時の迂回路となる道道平取新冠線や災害時の迂回路となる町道元神部町有牧野芽呂線の区間内において、携帯電話の不感エリアがあり、これまでも民間事業者の不感エリアの解消を働きかけてきたが、未だに解消されていない。

今後は、防災、交通安全上の観点から不感エリアの解消に向け対策を講じていく必要がある。

(2) その対策

①情報通信

- 整備した光回線網を活用し、行政分野におけるICT・IoTの利活用を積極的に進める。
- 第一次産業分野におけるICT・IoTの利活用方策についてもその方策を検討していくとともに、日高管内7町とも同様の課題を抱えていることから、広域連携も図りながらその方策を検討していく。
- テレワークやサテライトオフィス等、デジタルトランスフォーメーションに対応した新たな生活様式を定着させるための手法を検討する。
- 国や北海道、民間事業者とも連携を図りながら、携帯電話の不感エリアの解消をめざす。

(3) 計画

(令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(3)その他	○高度無線環境通信基盤維持管理事業	新冠町	
3 地域における情報化	(3)その他	○里平地区携帯電話伝送路維持事業	新冠町	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①道路

本町の道路網は、太平洋沿岸を東西に縦断する国道 235 号線 (13.9 km) と内陸部を縦横に結ぶ道道 4 路線 (75.3 km) を中心に形成されている。

現在整備が進められている高規格幹線道路日高自動車道は、暮らしの向上や産業振興等に大きく寄与し、過疎地域の持続的発展を促進する重要な道路であり、事業計画区域となっている「厚賀・静内間」の一日も早い供用開始が望まれる。

また、農産物の物流経路として重要路線である道道滑若新冠停車場線の古岸若園間未整備区間の整備については、関係機関を通じて国等への要望を継続していく。

町道は、218 路線、総延長 255.8 km あり、過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、重点的な整備により、改良率 86.8%、舗装率 82.9%と着実に進んでいるが、市街地及び山間部においては整備を要する箇所が多々あり、今後も計画的な整備が必要となっている。

なお、町内にある橋梁の安全性を確保するための点検を進め、状況に応じた補修などを実施していくことが必要である。

さらに、農業の振興を図るうえで不可欠な農道及び、森林の維持管理等林業振興に不可欠な林道についても計画的に整備を推進する必要がある。

②交通

本町の公共交通について、幹線系統については道南バス株式会社及びジェイ・アール北海道バスにより運行されており、苫小牧から静内へ向かう路線が 1 日 6 便、富川から静内へ向かう路線が 2 便、平取から静内へ向かう路線が 1 日 2 便となっている。また、静内から苫小牧へ向かう路線が 1 日 7 便、静内から富川へ向かう路線が 1 便、静内から平取へ向かう路線が 2 便となっている。この他に札幌浦河間を 1 日 6 往復、苫小牧えりも間を 1 日 1 往復、新千歳空港浦河間は土日祝日の 1 日 1 往復となっている。

市街地と山間地域を結ぶフィーダー系統は、町営により西新冠地区予約運行方式運営事業及び新冠町コミュニティバス運営事業により運行している。西新冠地区予約運行方式は、西新冠地区から厚賀へ向かう便が 1 日 1 便、厚賀から西新冠地区へ向かう便が 1 日 3 便となっている。新冠町コミュニティバス運営事業は、通学通勤に利用される路線が 2 路線各 1 日 3 便、一般的に利用される路線が 3 路線で、3 路線のうち曜日ごとに 2 路線各 1 日 2 便となっている。この他に本町と新ひだか町の医療機関を結ぶ路線が 1 日 2 便、日曜のみ運行する便が 1 日 2 便となっている。

近年は、自家用車での移動が主流となっているが、学生や高齢者等の交通弱者にとって公共交通の存続は必須であり、極めて重要な移動手段となっている。高齢化の進行により、運転免許証の返納、運行経路から離れた場所に居住する高齢者からは、より利便性を求める要望もあり、可能な限り利用者のニーズに合わせた運行経路の設定、変更を行っている。

今後も継続した公共交通の維持、利用者の安全を最優先とした運行を実施するため、利用者ニーズを反映した運行経路設定と消耗する車両の整備・更新が求められている。

(2) その対策

①道路

- 物流や救急患者輸送時間の短縮、災害時のライフラインとして効果が期待される、高規格幹線道路日高自動車道の早期完成を促進するとともに、当該道路を活用した新たな地域振興方策の創出を図る。
- 物流や交通量が多い道道については、未整備区間の早期改良を促進し、安全に走行できる幹線道路網の構築をめざす。
- 地域の生活道路である町道については、需要や必要性、さらに景観等を考慮しながら、現施設の維持管理を含め計画的に整備を推進し、安全で快適なみちづくりをめざす。

②交通

- 定期的に利用者の要望を調査し、現状に合った路線へ更新することで財政負担の軽減と継続した公共交通確保と維持をめざす。
- 利用者の安全を最優先とした運行車両の整備確認及び更新を実施。

(3) 計画

(令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	○新冠市街地線1号支線道路改良舗装工事 L=323.8m W=4.0m (6.0m)	新冠町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	○道路附帯構造物点検事業 橋梁照明灯点検 N=31基	新冠町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	○道路路面性状調査事業 舗装路面 N=14路線	新冠町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	○東泊津新冠線歩道整備工事 本工事 L=100m完了	新冠町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	○判官館2号線改良舗装工事 本工事 L=560m 舗装補修オーバーレイ、側溝取替	新冠町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	○判官館3号線路盤改良舗装事業 本工事 L=103m 路盤改良工、舗装工、 A=515 m ² 完了	新冠町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	○北星4号線道路局部改良舗装工事 舗装 L=25m 測量試験費1式、用地買収費1式	新冠町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	○高江トキンベツ線道路舗装整備工事 舗装 L=850m W=4.0m	新冠町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	○営林署線改良舗装事業 本工事 L=160m W=5.5m 測量試験費1式、用地買収費1式(営林署線L=100m、東栄10号線L=30m、東栄11号線L=30m取付含む)※国費率63.25%	新冠町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	○道の駅リニューアル関連事業 本工事 L=811m、W=5.5m、測量試験費1式、用地買収費1式(メイン路線L=382m、サブ路線L=235m、中央3号線1号支線L=194m)※国費率63.25%	新冠町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	○大狩部町田金井線改良舗装事業 本工事 L=910m、W=5.5m、測量試験費1式(大狩部町田金井線L=910m)※国費率63.25%	新冠町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	○第1号線外1路線改良舗装事業 本工事 L=323m、W=5.5m、測量試験費1式(第1号線L=220m、北星5号線L=103m)※国費率63.25%	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	○新冠市街地線 2 号支線改良舗装事業 本工事 L=92m、W=5.5m、測量試験費 1 式（新冠市街地線 2 号支線 L=92m）※国費率 63.25%	新冠町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	○新冠市街地線 4 号支線改良舗装事業 本工事 L=135m、W=4.0m、測量試験費 1 式（新冠市街地線 4 号支線 L=135m）※国費率 63.25%	新冠町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	○東泊津新冠線改良舗装事業 本工事 L=530m、W=5.5m、測量試験費 1 式（東泊津新冠線 L=530m）※国費率 63.25%	新冠町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	○新冠市街地環状線改良舗装事業 本工事 L=1,306m、W=5.5m、測量試験費 1 式（新冠市街地環状線 L=1,306m）※国費率 63.25%	新冠町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	○新冠市環状線 2 号支線改良舗装事業 本工事 L=117m、W=5.5m、測量試験費 1 式（新冠環状線 2 号支線 L=117m）※国費率 63.25%	新冠町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	○軽種馬共同育成場線改良舗装事業 本工事 L=1,100m、W=5.5m、測量試験費 1 式（軽種馬共同育成場線 L=1,100m）※国費率 63.25%	新冠町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 橋りょう	○橋梁長寿命化事業 本工事 N=15 橋、東泊津 1 号橋・村口橋・弥生橋・中野橋・豊年橋・営林橋・曙橋・節婦 3 号橋・共栄 1 号橋・岩見橋・高陽橋・響橋・節婦小橋（車、歩）・トキシベツ 6 号橋 ※国費率 63.25%	新冠町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(2)農道	○通作条件整備（基幹農道整備（保全対策型）） （芽呂地区）農道保全対策路線 路盤改良等	新冠町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(2)農道	○農道・集落道整備事業（高度化） （東泊津地区）農道整備路線 調査設計 路盤改良	新冠町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(6)自動車等 自動車	○地域公共交通活性化事業 新冠町コミュニティバス運行車両更新	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業公共交通	<p>●地域公共交通運行事業</p> <p>○地域公共交通活性化事業：地域公共交通活性化協議会負担金、新冠町コミュニティバス運行、西新冠地区予約運行新冠地区補完運行</p> <p>主要幹線外に係るコミュニティバス等を運行することで、地域住民の足である公共交通を確保している。通学・通勤・通院等において、必要不可欠なものであることから、今後も利用者ニーズを把握し、利便性と効率性を持って事業を継続する。</p>	新冠町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業公共交通	<p>●生活路線維持事業</p> <p>○生活路線維持費補助事業：日高沿岸線</p> <p>主要幹線である日高沿岸線を運行しているバス会社に対し、運行経費の一部を補助することで、必要不可欠な地域の公共交通を確保している。</p>	新冠町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(10)その他	○道路台帳等土地管理事業 道路台帳管理、地籍図簿土地移動管理、節婦市街地現況平面図書替等	新冠町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(10)その他	○道路台帳デジタル化事業 道路台帳及び台帳図デジタル化	新冠町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

新冠町公共施設等総合管理計画より(平成29年3月策定)

道路

現況と課題

- 本町は町道約273km、林道約32kmの実延長合計約305kmもの道路を維持管理しており、道路改良や補修などの維持管理事業を計画的に推進しています。
- 道路は生活に最も欠かせないインフラの一つですが、気候や交通量によって劣化の進行が一律ではないことや、町全域を網羅していること等から個別の状況把握が難しい施設でもあります。
- 幹線道路網は整備水準が高い状況にありますが、今後も現在の水準を維持するためには、維持管理の更なる効率化と整備路線の選択かつ重点化が必要となります。

管理の基本方針

- 全ての道路を同程度のサービス水準で維持することは困難であることから、路面性状調査等による路面の劣化度調査や道路の交通量などを踏まえて優先度を評価し、計画的に支持管理・修繕・更新等を行います。
- 日々の管理については、トータルコストの縮減をめざして定期的な点検・診断などの結果を活かした予防保全型の維持管理に努めます。
- 点検・診断などの履歴を集積・蓄積し、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

道路等における改良工事等は、路面の劣化等により安全な交通を妨げることをないよう、状況を把握した上での適切な施工が必要。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①水道施設

本町は、新冠町簡易水道と2地区の専用水道により水道水を供給しており、令和2年度末で普及率が94.6%(専用水道含む)、給水人口5,040人、一日最大給水量2,692m³/日となっている。

施設整備については、道営農業農村事業により農村部の水道施設及び配水管などの老朽管の更新を予定している。

今後も、安全でおいしい水を安定供給するため、水道未普及地域の解消と施設の更新や改修、管路の漏水調査等を実施し、有収率の向上に努める必要がある。

②下水道・排水施設の整備

公共下水道施設

本町では、生活環境の改善、河川などの公共用水域の水質保全を目的として、平成5年度から下水道事業を進めてきたが、管渠整備もほぼ完了し、今後においては、ポンプ場、マンホールポンプ所のストックマネジメント計画を基に機械、電気設備の長寿命化及び更新を行う予定である。今後も町民への普及啓発に努め、水洗化率の向上を図っていく必要がある。

施設の維持管理は、管路等の点検を従来どおり計画的に行い、不明水等の対策及び破損等の修繕に努める必要がある。

また、下水道処理区域以外の地域においては、合併処理浄化槽の普及を図る「生活排水処理基本計画」を策定し、定住・移住政策との連携により設置を促進してきたが、今後は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換と、適切な維持管理を使用者に求めていく必要がある。

③ごみ処理・リサイクルの推進

平成15年度からごみの排出について有料化とし、ごみの減量化と資源ごみの分別に取り組んできたほか、小型家電を別に回収し再資源化を図ることによりごみの減量化を進めている。

リサイクル意識の高揚を図るため子ども会、自治会などの各種団体が資源ごみを回収するリサイクル活動を奨励しているが、近年は少子高齢化に伴い、団体数及び回収活動が減少している。

資源の有効活用が求められている今日、町民の理解と協力をより一層求めながら、広範な町民参加のもとで、ごみ減量化活動及びリサイクル活動の一層の推進を図る必要がある。

④消防・救急の強化

ア. 火災予防の推進

現在の建物は室内の気密性を高めており、家材として使用されている物品に化学繊維等が多く使用されていることから、火災発生時には一酸化炭素を多量に含んだ煙を発生させ滞留することや、使用燃料は電気、灯油、プロパンガスのほか太陽光エネルギーなどが使用され、火災の様態は複雑となっている。

全国的に放火を原因とする火災も多く、火災の発生及び焼死事故の潜在的危険性は一段と強まっていることから、町民の生命・身体及び財産を守るため、火災による被害の軽減に努める必要がある。

イ. 消防体制の充実

近年、全国的に多様化・大規模化する災害や事故に迅速・的確に対応するため、消防力の充実強化を図る必要があり、また市街地の開発や立地条件などを踏まえ、適切な消防水利の整備が求められる。

地震や風水害をはじめとする大規模な自然災害等への対応力を強化するため、消防団の体制整備が求められている。

ウ. 救急・救助体制の充実

救急出動件数・搬送人員とも増加しており、重症以上の傷病者の割合も全国平均値を上回っている現状である。増加する重症傷病者に対し、さらなる救命率の向上が求められている。

⑤防災対策の強化

本町は、昭和から平成にかけて大雨や大地震などの大災害に見舞われ、多くの犠牲者や被害が発生している。また、近年発生している集中豪雨や気象変化などにより、毎年のように農業、土木被害が発生している。

自然災害から町民の生命・身体・財産を守るためには、迅速で正確な情報の収集と発信が重要であることから、関係器材や設備の整備と併せて、地域と一体となった情報伝達体制の確立について、一層の取組みが必要である。

また、降雨時の被害を最小限に食い止める治山・治水事業の積極的な推進が極めて重要となっており、日常における治山ダムや用排水路の維持管理を励行するとともに、溪間工や山腹工などを新設する治山事業については、施工主体となっている国や北海道に対する積極的な要請行動が必要である。

⑥住環境の整備

本町が管理している公営住宅は327戸、改良住宅は12戸であり、政策空家を除く入居率は98%と高い状況である。

今後の公営住宅の整備は、平成30年度に策定した新冠町住宅マスタープランの計画の一部となっている公営住宅等長寿命化計画に基づき、改善を進める必要がある。

また、少子高齢化など社会情勢の変化に伴い、単身者、高齢者用等多様なニーズへの対応が求められているとともに、高齢者等が安全で快適に住めるバリアフリー化等の改善も必要である。

さらに、まちの将来や公営住宅の役割を見据えた上で、適正な管理戸数を検討する必要がある。

⑦火葬場・墓地の維持管理

判官館霊園内の舗装や排水溝、霊葬場については経年による劣化が著しく、施設整備及び改修が必要である。

近年「墓じまい」により町外の納骨堂や共同墓へ移転するケースが数件あり、新たなニーズである合葬墓への対応が必要となっている。

⑧交通安全の強化

交通安全意識の高揚を図るべく、新冠町交通安全推進委員会を中心に様々な活動に取り組んだ結果、本町における交通事故死傷者は減少しており、今後も継続した取り組みが必要である。

(2) その対策

①水道の整備

- 安全で安定した水道水の供給と水道未普及地区の解消及び老朽施設の更新を図る。
- 浄水場、配水管等の維持管理を計画的に推進する。

②下水道・排水施設の整備

- 水洗化率の向上と施設の計画的な維持管理により、公共用水域の保全と健康で快適な生活環境の実現をめざす。
- 下水道処理区域外における合併処理浄化槽の設置を促進し、生活排水の適正な処理による環境衛生の向上をめざす。

③ごみ処理・リサイクルの推進

- 資源ごみの分別収集の徹底強化により、ごみの減量化やリサイクル化を一層推進する。
- 小型家電の回収を推進し、ごみの減量化をめざす。

④消防・救急の強化

- 焼死事故防止を図るため、防火査察等を通じて住宅用火災警報器の設置普及を促進する。
- 消防施設・車両・装備の計画的な更新を進めるとともに、住民の生活を災害から守る。
- 住宅密集地の消火栓や耐震型防火水槽の増設など適正な水利の確保をめざす。
- 大規模災害などに備え、消防団員の防災訓練や防災に関する研修会等への積極的な参加を促進するとともに、地域住民や企業と協力し消防団員入団を促進する。
- 高規格救急車・高度救命処置用資機材を更新するとともに、救急救命士の増員を図り、救急隊員の育成を推進する。
- 救助用資機材等の整備・更新を図るとともに、救助隊員の育成を推進する。
- 救急講習会を開催し、住民に対する応急手当の普及啓発活動を推進する。

⑤防災対策の強化

- 町民の生命・身体・財産を災害から守るとともに、被害を最小限に抑え、安全で安心に暮らすことのできるまちをめざす。
- 自治会（自主防災組織）などの地域ネットワークを活かした防災・減災・危機管理体制の整備や地域防災力の強化、大雨、大地震などの大規模災害時に対応できる消防団等の組織強化など、地域で主体的に機能する防災・減災体制の構築を図る。
- 適切な避難場所への誘導対策の検討や迅速な情報伝達体制を強化する。
- 国・北海道・近隣自治体及び民間団体と連携しながら、常に防災・減災対策及び国民保護対策など危機管理体制の改善を図る。
- 保安林のきめ細やかな指定や適正な管理及び治山事業による森林の整備・保全を推進し、山地災害の防止を促進する。
- 施設の適正な維持管理を行い、「予防行政」の観点から災害の未然防止及び減災に努め、災害が発生した場合は、自然環境に配慮した工法で速やかな復旧対応を図る。
- 高度情報無線を活用した防災対策を推進する。

⑥住環境の整備

- 町民が安心して暮らすことができ、まちづくりや地域活性化に寄与する住まい・環境づくりを推進する。
- 町内において、誰もが良質な住宅を確保できる住宅ストックの形成を図る。
- 新冠町公営住宅ストック総合活用計画に基づき、快適でゆとりある住まいづくりをめざす。

⑦火葬場・墓地の維持管理

- 施設・設備の適正な維持補修により、火葬場の環境を保持する安定した運用に努める。
- 霊園墓地の適正な管理と環境の整備を進める。
- 生活様式や社会環境の変化などを踏まえ、新たな墓地等の整備方針及び合葬墓について検討を進める。

⑧交通安全の強化

- 交通安全運動、街頭指導、交通安全教室などの実施とともに交通安全対策の充実を図り、交通事故死ゼロをめざす。

(3) 計画

(令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	○地区水道改修工事	新冠町	
5 生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道	○新冠町簡易水道事業 事業認可申請業務、施設改修、送・配水管整備	新冠町	
5 生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道	○道営水利施設等保全高度化事業 太陽地区配水管路整備 L=15,300m 配水支管 L=3,100m 各戸給水接続 N=52 栓	北海道	
5 生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道	○道営営農用水事業 新明地区専用水道施設改修、水道施設 改修計画及び実施設計	北海道	
5 生活環境の整備	(2)下水処理施設 公共下水道	○新冠町下水道ストックマネジメント ポンプ場及びマンホールポンプ所機 械・電気設備長寿命化及び更新	新冠町	
5 生活環境の整備	(2)下水処理施設 その他	○管路施設維持管理事業 調査清掃管理(5年以上経過した管路 が対象)	新冠町	
5 生活環境の整備	(3)廃棄物処理施設 し尿処理施設	○合併処理浄化槽設置整備事業 5人槽(通常)1基、7人槽(通常)1 基、5人槽(定住)1基、単独転換宅内 配管工事1件	新冠町	
5 生活環境の整備	(5)消防施設	○高規格救急自動車更新	消防組合	
5 生活環境の整備	(5)消防施設	○小型動力ポンプ付水槽車更新	消防組合	
5 生活環境の整備	(5)消防施設	○小型動力ポンプ付積載車更新	消防組合	
5 生活環境の整備	(5)消防施設	○指令車更新	消防組合	
5 生活環境の整備	(5)消防施設	○消防防災用軽自動車更新	消防組合	
5 生活環境の整備	(6)公営住宅	○既設公営住宅の除却	新冠町	
5 生活環境の整備	(6)公営住宅	○節婦ふれあいタウン個別改善事業 6号棟 1棟4戸の浴室台所水回り整備 一式	新冠町	
5 生活環境の整備	(6)公営住宅	○ひがつら団地外壁等改善工事 外壁等整備一式	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 環境	●街路灯整備・運営費補助事業 新設・改良整備費、運営費、街路灯LED化促進事業 暗所における街路灯の新設、自治会が運営する街路灯運営費の補助など街路灯のLED化を推進することで、電気料金の負担軽減及び防犯、交通事故等の軽減が図られる。	新冠町	
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	●雨量監視システム情報提供・運用管理委託事業 町内7箇所に設置した雨量計の管理委託事業であり、雨量計を利用したシステムにより町内全域の雨量情報をインターネットを介しリアルタイムで観測でき、大雨時に地域住民に正確な情報を提供することで確実な避難が可能となるもの。	新冠町	
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	●防災行政無線設備保守点検委託事業 定期保守点検 非常時において住民の生命を守るため、防災行政無線による情報伝達を確実に行うことができるよう、無線設備の保守点検業務を委託するもの。	新冠町	
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	●災害情報等一斉配信事業 登録制メール、携帯電話キャリアが提供する緊急速報メール、SNS、LINEなどの多様な情報伝達を利用した一斉配信システムにより、災害情報の伝達を行い、住民の迅速な避難を促すことで住民の生命を守るもの。	新冠町	
5 生活環境の整備	(8)その他	○災害用備蓄品整備事業 水・乾パン等	新冠町	
5 生活環境の整備	(8)その他	○日高中部消防組合負担金	新冠町	
5 生活環境の整備	(8)その他	○セブ川河川敷地開拓財産用地処理事業 開拓財産用途廃止に伴う地籍測量図作成	新冠町	
5 生活環境の整備	(8)その他	○河川施設維持管理事業 施設管理写真台帳委託・水質検査等、重機借上料、掘削・護岸・排水路整備補修工事等	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(8)その他	○補助小規模治山事業 土留工一式他	新冠町	
5 生活環境の整備	(8)その他	○レ・コードパーク施設改修事業 パーゴラ改修、壁泉改修、水路・噴水改修等	新冠町	
5 生活環境の整備	(8)その他	○公営企業会計移行事業 上下水道事業企業会計化 資産台帳・企業会計・料金システム導入等	新冠町	
5 生活環境の整備	(8)その他	○配管図面整備事業 管路図面システム構築（GIS化）給水台帳整備	新冠町	
5 生活環境の整備	(8)その他	○にいかっぴエコ21推進事業 町内団体及び回収業者に対するリサイクル活動支援、ごみの減量化及び資源の有効活用の促進	新冠町	
5 生活環境の整備	(8)その他	○ごみ減量化対策事業 指定ごみ袋、ごみ収集運搬委託、警告シール作成、小売店販売委託	新冠町	
5 生活環境の整備	(8)その他	○日高中部衛生施設組合負担金 日高中部環境センター（ごみ処理）及び日高中部クリーンセンター（し尿処理）各運営施設に対する本町負担金	新冠町	
5 生活環境の整備	(8)その他	○霊園・霊葬場管理事業 人体・小動物の火葬及び霊葬場管理業務委託、霊園等維持管理業務委託	新冠町	

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①高齢者福祉

高齢化率の上昇に伴い地域包括支援センターへの相談件数が増加し、要介護状態に至っていなくても日常生活において支援を要する高齢者も多く、多様化するニーズに対応できるよう「共助・公助」に加え、「自助・互助」の役割を重視した取組みが求められている。併せて、高齢期にあっても支援を受ける側となるばかりではなく、地域の担い手として社会参加できる仕組みが求められている。

単独世帯や核家族世帯の増加により、介護が必要となった場合、その世帯だけで支えていく力は低下していくことが予測される。軽度介護認定者の重症化防止や要支援・要介護へ移行することを防ぐには、生活習慣病の重症化予防や生活機能の低下を防止する取組みを一体的に実施していくことも必要である。

また、居宅サービスや施設サービスの質・量の確保は重要課題であるが、高齢者施設等の職員の人材不足は深刻化しており、安定したサービス提供を行うための人材の確保や養成に努めることが必要である。

老朽化した特別養護老人ホーム恵寿荘の改築と適正規模の検討が必要である。

②障がい者福祉

障がい者福祉に関しては、平成 18 年から「障害者自立支援法」（現 障害者総合支援法）が施行され、サービス体系の一元化が図られると同時に、就労支援などの地域への生活移行が進められている。

障がいのある方々も安心して輝きながら地域生活を送れるよう、平成 18 年に「第 1 期障害福祉計画」、平成 19 年に「第 1 期障害者基本計画」を策定し、令和 3 年からは「第 6 期障害福祉計画」「第 2 期障害児福祉計画」に基づき、障がいのある人もない人もともに安心して暮らせるまちづくりを推進することとしている。

今後は、障がい者の地域移行に向けた支援や相談体制の充実に加え、乳幼児期の障がいの早期発見などの強化を図る必要がある。

③保健

町民の健康増進に資する保健事業に関して、必要な専門職員の配置を行い、年代やライフステージに応じた各種検診活動や保健指導・健康相談等を実施している。

今後は 30 歳代の若い世代の健康にも焦点をあて、若年層からの生活習慣病改善のための活動を充実させるとともに、こころの健康づくり推進のため、メンタルヘルス対策にも重点を置いた活動の推進が求められている。

また、妊娠期から出産・子育て期にわたり、母親学級や家庭訪問、乳幼児健診などによる育児支援の充実を図り、安心して出産育児ができる環境づくりを進める必要があることから、さらに子どもが健やかに成長・発達していけるよう関係機関が有機的に連携と協力ができる体制の構築が求められている。

健康に関するあらゆる相談窓口の一元化による一体的な支援活動が必要とされるため、保健センター機能の充実が求められている。

④児童福祉

認定こども園ド・レ・ミは「幼稚園」、「保育園」、「子育て支援」の3つの機能を併せ持ち、就学前の子どもの教育及び保育を提供するとともに、育児に関する相談業務を行うなど、子育てに関する一体的な施設として取組みを進める必要がある。

子育て環境の充実を進める施策により、年々未満児（0～2歳児）の入園率が増加する中、保育教諭等職員の増員を図るなど安全安心な園運営の推進が求められている。

また、音楽や体力づくり等を特徴とした幼児教育の推進を図るとともに、小学校への接続を意識した連携事業の実施や身につけたい力を保護者とも共有しながら、各学校等と連携した地域の幼児教育施設としての充実が求められている。

少子化の進行が著しく、子育てに関する環境が大きく変化しており、共働き世帯の増加に伴う多様な支援が求められている。このことから、子育て支援センターでは、育児不安に悩む保護者同士の交流機会を充実させるとともに、子育て家庭への情報提供や相談機能の充実が求められている。

少子化対策として、子育て世代の経済的負担が叫ばれている昨今、児童手当等の基本的な給付に加え、町独自に支援策を講じた負担軽減を図っている。

中学生以下の医療費無償化により子育て世代の負担軽減に寄与しており、今後も助成の維持が求められている。

児童虐待が社会問題となっている中、多くの関係機関と連携を密に図り、虐待に限らず養育支援が必要な家庭についての対応など、専門的な知識が求められている。

⑤低所得者福祉の充実

生活基盤が弱い低所得者世帯に対し、突発的な支出に対応すべく法外援護資金原資貸付事業を実施しているが、貸付件数・貸付金額が減少しており、事業内容の見直しが求められている。

⑥アイヌ政策

北海道の先住民族であるアイヌの人々は歴史的な背景により、いまなお社会的地位と生活安定に多くの支援が求められている。

(2) その対策

①高齢者福祉

- 高齢期の心身の健康保持増進と介護予防の推進を図る。
- 高齢者のいきがいづくり・社会参加の機会を推進する。
- 地域で安心した生活を継続するための取組みを継続する。
- 地域包括支援センターを中心に関係機関との連携を強化し、高齢者の暮らしを支える支援体制を充実させる。
- 生活支援サービスの充実を図る。
- 高齢者施設の整備及び運営体制の充実を図る。

②障がい者福祉

- 障がいの種類、程度にかかわらず快適な生活や生きがいを持てる社会活動が営めるよう、環境づくりや意識づくりを推進する。
- 専門職員の訪問を強化することで、相談支援・健康指導機能を充実させ、サービスの調整を強化することで、在宅生活の向上を推進する。
- 乳幼児・児童期における障がいの早期発見・相談を充実させ、養育環境の整備を図る。
- 障がいのある方の就労相談や就労機会の創出を進め、自立生活を支援する。

③保健

- 母子保健に関する施策の充実に努め、安心して子育てできる環境づくりを推進する。
- 個々の年代や生活環境に対応した各種保健事業をより一層推進するための体制を構築する。
- 若年層からの健康管理や健康づくりの意識を啓発し、心身ともに健康でいきいきとした町民生活を促進する。
- 各種健康診断の受診を促進し、疾病の早期発見及び疾病予防の施策を進め、町民の健康維持と医療費の抑制を図る。

④児童福祉

- 園児の学齢保育の連続性に加え小学校への接続を意識した教育・保育環境の充実を図る。
- 生きる力を育むための「柔軟な思考・試行」、「豊かな人間性」、「粘り強い精神力」を養う幼児教育の充実を図る。
- 子ども達の健やかな成長のため、異世代間交流の機会を確保する。
- 育児不安の大きい保護者や特別な支援を要する子どもに対する支援の充実を図る。
- 子育て世代が安心して子育てができるまちづくりをめざした仕組みづくりと、様々なニーズにあわせた支援を図る。
- 児童福祉法改正に基づき、新たな子ども家庭福祉体制整備のため、妊娠期や子育て期にわたる総合的相談や支援を行う体制づくりを推進する。
- 関係機関との連携を密にし、保護及び支援を必要とする児童等の情報共有、支援方策の検討及び支援体制の強化を図るため、新冠町要保護児童対策地域協議会の機能充実を図る。

⑤低所得者福祉の充実

- 生活基盤の弱い低所得者世帯が経済的に自立し、安定して生活が営めるよう、低所得者世帯の実態を把握し、より細かい相談支援体制を整備する。

⑥アイヌ政策

- アイヌの人々が民族としての誇りを持ち、安定した生活と誇りが尊重される社会の実現を図る。

(3) 計画

(令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3)高齢者福祉施設 老人ホーム	○恵寿荘改築事業 特養50床 ショートステイ10床	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	●子ども医療費助成事業 中学生までの医療費自己負担分を助成することにより、疾病の早期発見及び経済的負担の軽減により子育て支援の充実を図っている。	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	●認定こども園通園バス運行委託事業 通園バス2台の運行 町内中山間地域に居住する園児に対する教育・保育を保障するとともに、保護者の負担軽減を図るため通園バスの運行を実施。	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	●寿バス(無料バス)事業 無料バス券交付(路線バス) 高齢者の閉じこもり防止や移動手段を確保するため、70歳以上の高齢者へ道南バス(路線バス)の無料バス券を交付し、高齢者福祉の向上を図る。	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	●高齢者等買い物支援事業 らくらくにいかっぷ運営協議会(新冠町商工会)が行う外出困難な高齢者等に必要な食品などの受注販売及び移動販売事業に対し補助するもので、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活することに資する。	運営協議会	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	●新冠町寿入浴事業 70歳以上及び障がい者 年36枚 高齢者及び障がい者の温泉入浴による健康増進を図るため、新冠温泉レ・コードの湯の無料入浴券を交付し、高齢者及び障がい者の心身機能の維持向上を図る。	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	●地域生活支援事業 移送サービス 通院困難な障がい者の送迎を行う移送サービス事業を新冠町社会福祉協議会へ業務委託することにより、障がい者の通院手段を確保するもの。	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	●高齢者等生活援助事業業務委託 介護保険や障がい者への居宅介護（ホームヘルプ）等の業務委託 高齢者や障がい者への訪問介護事業を新冠町社会福祉協議会へ業務委託することにより、高齢者が安心して在宅生活を送ることに資する。	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	●新冠町重度障害者福祉ハイヤー利用料金助成事業 在宅者（児）の通院・通園時のハイヤー利用に助成 在宅の重度障がい者に対し、通院に係るハイヤー料金の一部（年60往復分）、透析患者については全通院分を助成することにより、重度障がい者等の通院手段を確保するもの。	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	●ふれあい夕食事業 調理が困難な高齢者等に対する夕食の宅配（毎日） 夕食の提供を行うことで栄養状態の維持・改善及び利用者の安否確認を実施。今後も高齢者世帯は増加する見込みであり、配食のニーズは高い。	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	●緊急通報システム端末電話機設置事業 健康状態や日常生活動作に支障のある高齢者等に対する緊急通報システム端末電話機の貸与。 月平均2件程度、端末電話機から通報があり、高齢者等の生活不安の解消と人命の安全確保に繋がっている。	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 健康づくり	●伝染病予防接種事業 Hib・B型肝炎・水痘・4種混合・2種混合・風疹・麻疹・BCG・インフルエンザ・肺炎球菌・日本脳炎等 感染症の発生予防・重症化防止・まん延を防止するため、幼児・学童・高齢者等へ予防接種を行い、公衆衛生の向上を図る。	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 健康づくり	<p>●乳幼児等保健相談事業 乳児検診・1歳6ヶ月児・3歳児健診・フッ素塗布・離乳食教室・おやこの料理教室</p> <p>各月例、年齢の発達・発育段階に応じた成長の確認及び疾病の早期発見、育児支援を行い、母子の健康増進を図る。</p> <p>むし歯予防に有効とされるフッ素塗布、口腔疾病の予防法の指導により、健全な口腔内を維持する。</p> <p>栄養や健康を意識した食生活を送るための栄養指導を行い、規則正しい食習慣を身に付ける。</p>	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 その他	<p>●新冠町不妊治療費助成事業 不妊治療費助成・不育症治療費助成</p> <p>不妊や不育に悩む夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成することで経済的負担の軽減を図り、治療を受けやすい環境を整備し、母子保健の増進に資する。</p>	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 その他	<p>●妊娠期出産時支援事業 妊婦相談・妊婦健診・産婦健診・母親学級・妊婦健診交通費助成・出産時等宿泊費助成・妊婦情報登録制度（にいかっぷママさぼーと119・ハイヤー）・新生児聴覚検査費用助成</p> <p>妊娠・出産・育児に関する知識や技術を提供し、妊婦が安心して出産・育児に臨めるよう支援する。</p> <p>妊婦相談・妊婦検診を通して医学的管理や保健指導の機会を作り、異常の早期発見・予防を実施する。</p> <p>妊婦の生活背景、生活習慣等を確認し、ハイリスク者の把握と適切な養育支援を行う。</p>	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 その他	<p>●地域保健対策事業 成人健康相談・健康教育・訪問指導</p> <p>自らで健康の維持・増進を図るため適切な知識を持ち、疾病の早期発見・治療ができること及び自己の身体状況に関心を持ち、生活習慣の見直しや自分自身で生活改善ができるセルフケア能力を高める。専門職の訪問により、健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行うことで疾病の予防・健康の保持増進を図る。</p>	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 その他	●新冠町子ども誕生祝金給付事業 出産日において町内に住所を有し、出産した児童を養育する保護者に対し、対象児童1名につき一律で誕生祝金を給付する。 出生数が減少する要因として、出産や育児等の経済的負担が大きいこともあげられ、安心して子育てができる支援が求められていることから、継続して事業を実施。	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9)その他	○法外援助資金原資貸付金 社会福祉協議会が実施する生活困窮者に対する貸付制度の原資貸付	新冠町 社会福祉協議会	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9)その他	○新冠町交通安全推進委員会補助金 新冠町交通安全推進委員会に対する補助金	新冠町交通安全推進委員会	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9)その他	○重度身障医療給付事業	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9)その他	○ひとり親家庭等医療給付事業	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9)その他	○訪問看護ステーション運営委託事業	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9)その他	○日高中部広域連合負担金 構成町負担金	日高中部 広域連合	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9)その他	○老人福祉施設措置費負担事業 入所者2名	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9)その他	○障害児通所支援事業利用料金助成 保護者負担金の全額助成（義務教育期間のみ）	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9)その他	○自立支援医療（更生、育成、療育） 身体障がい者（児）の障がいの除去・軽減のために必要な医療の給付	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9)その他	○障害者自立支援事業 障害者総合支援法に基づく障害者介護給付及び障害児通所給付	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9)その他	○障がい者の相談支援事業 法改正による更なる相談支援体制の整備	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9)その他	○新冠町子ども発達支援センター事業 心身に障がいのある児童等に対する支援（社会福祉法人へ運営委託）	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9)その他	○障害児（者）支援体制整備事業 在宅児（者）への発達支援専門員・作業療法士の派遣	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9)その他	○自立支援補装具給付事業 身体障がい者の失われた部位・機能を補うための補装具給付	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9)その他	○地域生活支援事業 コミュニケーション、移動支援、日中一時、地活センター、日生具	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9)その他	○地域包括支援センター事業 地域包括支援センター職員（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、事務職員）人件費、活動経費	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9)その他	○成人の検診事業 特定健診・各種がん検診・肝炎ウイルス検査・エキノコックス症検査・脳のMRI検診	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9)その他	○認定こども園給食業務委託事業 0～5歳児（定員183名）～完全給食、おやつ 年間保育日数287日	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9)その他	○認定こども園通園バス更新事業 通園バス1台 325号車の更新 （三菱ローザ 大人3人、園児51人乗）	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9)その他	○認定こども園通園バス更新事業 通園バス1台 661号車の更新 (ハイエース 大人4人、園児18人乗)	新冠町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

新冠町公共施設等総合管理計画より(平成29年3月策定)

保健・福祉施設

現況と課題

- 特別養護老人ホーム恵寿荘は建物及び設備の老朽化が進んできている上、多床室部分の個室化を国から求められているため、平成31年度の移転建て替えに向けた検討を進めています。

管理の基本方針

- 保健・福祉施設として町民が安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。
- 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。
- 点検及び診断等の結果に基づいて施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。

特別養護老人ホーム恵寿荘は、施設及び設備の老朽化が著しく、入所者の安全を図る観点から改築・改修を予定しており、改修計画について令和3年度作成予定の公共施設等個別計画に盛り込むこととしている。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

新冠町立国民健康保険診療所は、地域住民の日常生活に密着した疾病の予防・初期治療・機能訓練を一体化した診療体制の構築・維持に努力を続け、町立の診療所として多くの住民にこれまで以上に必要とされ、存在意義のある医療機関をめざし、休止を得て再開した入院病床の確保及び休日夜間における救急外来患者の受入体制を継続している。

地域住民のかかりつけ医療機関としての役割を果たすべく、常勤医師の内科診療体制のほか、専門外来として整形外科診療及び循環器診療、泌尿器診療を出張応援医師の協力を得ながら、地域に即した診療体制をこれまで同様に継続し、基幹的医療機関としての役割を担っている。

しかしながら、施設が建築後50年以上経過していることから老朽化が著しく、診療業務及び維持管理に大きな影響が出ていることから、診療所施設の改築と施設のあり方について検討する必要がある。

(2) その対策

- 当診療所に求められる役割の一つである町民の健康管理業務に引き続き重点を置きながら、企業の健康診断の受入れ体制の強化や、がん検診等の個別受入れ体制のさらなる強化を図り、今後も予防事業の推進に取り組む。
- 道内各医療機関からの出張応援体制を今後も継続するとともに、近隣町や苫小牧市、札幌市の医療機関ともさらなる連携強化を図りながら、広域医療連携の確立に向けた体制づくりを今後も取り進める。
- 医療体制の維持を念頭に、今後を見据えた医療・保健・福祉・介護との一体化を図ることができる診療所施設のあり方について検討を進め、施設改築を取り進める。

(3) 計画

(令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設 診療所	○診療所施設整備事業 診療所新築基本設計業務委託	新冠町	
7 医療の確保	(1)診療施設 診療所	○診療所施設整備事業 診療所新築工事1年目(造成・外溝・ 本体建築)	新冠町	
7 医療の確保	(1)診療施設 診療所	○診療所施設整備事業 診療所新築工事2年目(本体建築・医 療機器等)	新冠町	
7 医療の確保	(1)診療施設 診療所	○診療所整備事業 旧診療所施設解体	新冠町	
7 医療の確保	(1)診療施設 その他	○医療用画像情報管理システム	新冠町	
7 医療の確保	(1)診療施設 その他	○一般X線撮影装置更新	新冠町	
7 医療の確保	(1)診療施設 その他	○自動消火設備(スプリンクラー) 設置	新冠町	
7 医療の確保	(3)過疎地域持続 的発展特別事業 その他	<p>●医療等確保対策事業</p> <p>○平日診療、休日、夜間の救急体制受 入体制維持経費 出張応援医師報酬(日当、日直、当直 料、交通費)、医師出向負担金</p> <p>町内唯一の医科医療機関であり、入 院病棟を維持しながら年中無休の救 急外来患者の受入れを継続している、 へき地医療機関施設の継続は町民か らの高い要望事項である。</p> <p>高齢者が多い地域性もあり、かかり つけ医療機関、介護施設等の医療対応 施設としての役割を担っている。</p>	新冠町	
7 医療の確保	(4)その他	○診療所公用車更新	新冠町	
7 医療の確保	(4)その他	<p>○医師定着に係る生活環境整備事業</p> <p>新冠町立国民健康保険診療所は、へ き地診療となるため医師の確保が難 しいことから、常勤医師3名体制を確 保するため、住宅環境の整備等を実施 し、働きやすい環境づくりを行い、医 師の定着を図る。</p> <p>医師住宅改修工事 3棟</p>	新冠町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

新冠町公共施設等総合管理計画より(平成29年3月策定)

医療施設

現況と課題

- 新冠町国民健康保険診療所は、老朽化により雨漏り箇所が出ているほか、ボイラー設備及び配管の劣化が進んでいます。現在は、平成31年度に予定している移転建て替えに向けた検討が進められています。
- 医師住宅は常勤医師の住居や応援医師の宿泊施設として利用しているほか、空き住宅を校長住宅としても活用しています。経年劣化により建物は老朽化が進んでいますが、必要に応じて修繕を実施しており、施設の状態は良好に保たれています。

管理の基本方針

- 医療を受ける人が安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。
- 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。
- 診療所の稼働を担保するため、施設設備の修繕・改修及び機器の交換は予防保全を基本とします。
- 医師に安全で快適な住環境を提供するため、施設を定期的に点検し、改修・修繕が必要な箇所への対応を速やかに行います。

新冠町国民健康保険診療所は、建築より50年が経過し、水道管や給湯管、電気設備等多くの設備及び施設の老朽化が著しく、衛生管理を徹底できる施設構造となっていないことから、時代や地域性に適合した施設とするべく改築の検討を進めており、改修計画について令和3年度作成予定の公共施設等個別計画に盛り込むこととしている。

また、地域の特性上医師の確保が非常に困難であることから、住宅環境の整備等を実施することで働きやすい環境を整備し、医師の定着を図るため医師住宅改築の検討を進めており、改修計画について令和3年度作成予定の公共施設等個別計画に盛り込むこととしている。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

①レ・コード館での生涯学習の充実

レ・コード館は、本町が掲げている「レ・コードと音楽によるまちづくり」の基本理念に基づき、その象徴施設として平成9年に開設された。

レ・コード館の名称は「レ・コード/RE・CORD」と表記し、REは、その頭文字からなるリターン（帰る）、リメンバー（思い出）、リラックス（くつろぐ）、リフレッシュ（回復）などの言葉を指し、CORDはラテン語の「心」という意味で、「レ・コード」は、「大切な心に帰る・心の再生」、「やさしき・いやし・ゆとり・やすらぎ」など大きな意味の広がりを持つ言葉（造語）として、本町が生み出した言葉であり、生涯学習を含む本町の社会教育の推進には『RE』の精神を意識して展開している。

開設以降、本町のまちづくりの中心施設として、社会教育活動をはじめ、町民個人及び各団体の学習活動、文化活動を実践する場所となっており、本町の生涯学習の拠点施設として、乳幼児期から高齢期に至るまで、幅広く町民が学ぶ場所として学習機会をソフト面、ハード面から支える施設となっている。

館内に併設する図書プラザにおいても、生涯学習拠点としての機能性を有するとともに、子育て支援の施設として読み聞かせスペースを確保するなど、町民の居場所づくりにも貢献している。

町民の読書環境としては、1人当たりの図書プラザの蔵書数は、北海道内の施設と比較すると高く、音楽や競走馬の蔵書など特色のある図書を整備しているが、活字離れにより利用者及び貸出し数が減少傾向にある。

今後も本町の生涯学習の中心施設であり続けることが必要であり、利用者の増加促進とともに、『RE』の精神」という原点回帰に立ちながらも、多様化・専門化するニーズに常に対応した利用満足度の向上を図る必要がある。

②社会教育事業の充実

ア. 高齢者教育

長寿社会となった現在において、高齢者が学習を通じて日々の生活に生きがいを持ち、自立した生活を送ることは、社会参加の機会が増え、地域社会の発展にも繋がっていくものである。

本町においては、『いきいき大学』事業を中心に、高齢者教育を継続的に展開しており、趣味的な内容や見聞を広めるための研修事業をはじめとし、保健福祉課と連携した心身機能向上に関する取組みも展開している。

参加者は、高齢者教育の充実した様々な学習活動などを通じて、楽しみながら健康で生きがいのある生活を送っている一方、高齢化の進展により対象者の年齢幅が広がり、画一的な事業展開では対応が難しい状況も発生しているため、事業の工夫が必要となる。

イ. 成人一般・女性等教育

多様で複雑化する課題を克服し、地域に安心して住み続けられる環境づくりを進めるため、生涯学習を通じた学びを活用することにより、行政とともに町民自らが担い手として地域活動に主体的に関わっていくことが求められている。

成人一般を対象とする教育については、これまでも学習機会の充実と多様化した学習ニーズに対応するため、各種講演会及び町内サークル等を活用した各種講座を実施することによって、町民の文化レベルと学習意欲の向上に努めている。

今後も、町民ニーズや地域の課題に対応した学習機会を提供するとともに、町民が地域活動に主体的に関わりをもてるよう事業の工夫・充実を図る必要がある。

女性教育においては、少子高齢化や生産年齢の減少等の社会変化の中で、地域社会において、女性の一層の社会参画が期待されており、特に、出産・育児等により離職した女性の就業支援や地域活動への参画を支援するための学習機会や情報提供が求められている。

本町の女性教育は、社会教育団体である『女性コミュニティ会議』が主体的に実施しており、この活動を中心に女性独自の学習活動の取組を実践している。

今後においても、成人一般・女性教育については、ニーズに応じた学習機会の充実、情報提供、指導者の育成と確保に努め、自主的・主体的な活動が展開されるよう条件整備を図る必要がある。

また、青年活動については、さまざまな課題に対する学習機会の提供や地域活動の推進に努めている。地域づくりへ積極的な参加を誘発するため、次世代のリーダーを育てていくため、町や各種団体等の連携と協力が必要となっている。

ウ. 社会教育施設

レ・コード館は、開設から20年以上が経過し、施設全体に経年劣化による小規模、大規模様々な修繕箇所が発生してきており、計画的な修繕、改修が必要である。

青年の家は、宿泊型研修施設として運営しているが、利用者ニーズの多様化や施設の老朽化も進んでいること、また、食事の提供も行っていないことから、ニーズの再検証を行い、適正な整備等に努める必要がある。

他の社会教育施設についても全般的に老朽化が進んでおり、レ・コード館同様に計画的な修繕、改修が必要であるが、利用形態、実態を踏まえた施設の在り方や将来的な事業展開も同時に検討を進める必要がある。

※他の社会教育施設 ～ 町民センター・スポーツセンター・郷土資料館
陶芸館・レ・コード館第2収蔵庫・児童館

エ. 青少年の健全育成

思いやりと創造性豊かな青少年を育てていくためには、地域社会全体としての取組みが不可欠であるとの観点から、これまで家庭や地域、学校をはじめ、青少年健全育成委員会との連携を図りながら、学校教育の充実やさまざまな体験学習事業の実施、健全育成に関する活動への支援等を行ってきた。

しかし、いじめや不登校、家庭内暴力や児童虐待、少年犯罪の増加、低年齢化など、青少年を取り巻く環境の悪化は、依然深刻な社会問題となっていることから、本町においても核家族化や少子化が進行する中で、家庭、学校、地域が一体となり連携・協力してさらなる青少年の健全育成の取組みを推進することが求められている。

このため、学校教育や社会教育活動、そして保健、福祉など幅広い分野にわたる施策や家庭、学校、地域が行政と一体になり、地域で子どもを育て、見守り、青少年の健全育成に取り組む環境を整え地域の教育力向上を進める必要がある。

オ. 家庭教育の充実

家庭は全ての教育の出発点であり、子どもの教育や人格形成に多大な役割を占めている。近年では少子化の進展により家庭を取り巻く環境も著しく変化しており、家庭の教育力の低下が指摘されており、家庭教育の充実を図ることが必要である。

新冠町の家庭教育事業は、町内小中学校3校で組織される家庭教育学級において、講演会などを実施している。

効果的に家庭教育力の向上を図るためには、安心して子育てができる地域づくりを進める必要があり、学校・家庭・地域・行政が連携し、地域で子どもを育てるための事業を推進することやその方策について検討する必要がある。

③学校教育の充実

ア. 信頼される学校づくりの推進

児童生徒を健やかに育てるための教育環境づくりには、学校が地域と一体となって子どもたちを育む環境が必要であり、地域と学校の連携・協働の推進が求められている。

イ. 確かな学力の育成

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちには、人生を通して学び続ける力が求められており、主体的に判断・行動し、問題解決する資質や能力を含めた確かな学力の育成が求められている。

ウ. 豊かな心と健やかな体の育成

子どもたちの健やかな成長のためには、充実した人生を送るための基盤となる健康の保持や体力の向上、豊かな情操や道徳心、他者への思いやりや自己肯定感などを育むことが求められている。

エ. 特別支援教育の充実

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、きめ細かな指導や支援が行えるよう連携する体制整備が求められている。

オ. 特色ある教育活動の推進

児童生徒の個性を生かし、その能力を伸ばすため、特色ある教育活動を展開していく必要がある。地域の実情、児童生徒の実態を踏まえ、地域社会や教育機関をはじめとする関係機関と連携を図り、地域の教育資源を活用し、創意工夫を凝らした特色ある教育活動の推進が求められている。

カ. 教育環境の整備

安全で安心な学習・生活環境を確保するとともに、時代の変化や多様化する教育内容・方法に対応するため、学校施設・設備の整備が求められている。

④生涯スポーツの推進

スポーツに親しむことは、体力向上に留まらず、爽快感、達成感、他者との連帯感など精神的な充足や楽しさ、喜びをもたらす、心身両面にわたる健康保持増進に大きな役割を果たしている。

スポーツは「する」だけでなく「みる」、「ささえる」ことも含まれ、スポーツに親しむことで学校、関係団体、家庭、地域の交流が広がり町の活力になる。

今後も個々のライフステージに応じた多様な事業展開や、競技力向上及び子どもの体力向上の取組みを推進する必要がある。

(2) その対策

①レ・コード館での生涯学習の充実

- 『RE』の精神を意識しながら、象徴施設であるレ・コード館が町民の生涯学習活動に一層利用しやすいものとなるよう、各種関係機関が相互の連携を深め、運営の改善・整備を図る。
- 町民が生涯にわたって、自主的に学び続けることができる総合的な生涯学習推進システムの整備を図るとともに、学習機会の充実・体系化を推進する。
- 読書の推進を図るため、町民が利用しやすいレ・コード館に併設している利点を活かし、独自のソフト事業を社会教育事業とも連携を図りながら推進する。
- 図書システムの導入により、WEBサービスを利用した新刊情報の配信、予約受付を実施し、図書プラザの利用促進を図る。
- レ・コード推進事業と社会教育事業の融合を図り、多くの町民にレコードを活用した社会教育事業の提供を推進する。

②社会教育事業の推進

- 町民一人ひとりが生涯にわたって、潤いと生きがいのある充実した生活が営めるような生涯学習の構築に向けて、多様な学習支援サービスの提供を進める。
- さまざまな世代がレ・コード館を利用、活用するためのきっかけづくりとなる社会教育事業を推進する。
- 社会教育の中核施設であるレ・コード館やスポーツセンターのネットワークを構築し、さらに他の社会教育施設や学校との連携により、地域の力の向上を図る。
- レ・コード館を含めた社会教育施設について、適切な維持管理を進める。
- 人づくりに寄与する各種団体の自主事業等を支援し、また適正な団体活動についての指導を継続する。
- コミュニティ・スクール活動と連携した社会教育の推進を図る。
- 多種多様な主体との連携・協働の推進を図る。
- 健全育成事業の推進を図るため、放課後子ども教室や児童館運営事業等の充実を図る。
- 青少年が抱えるさまざまな問題に対し、関係機関との連携や支援を行うことにより、青少年の健全育成に取り組む環境を整え地域の教育力向上を図る。
- ジュニアリーダー育成を図るため、多様な体験型の社会教育事業を通し、未来を担う人材育成の推進を図るとともにボランティア活動の提供を推進する。
- コミュニティ・スクール機能を活かし学校、家庭、地域、行政の連携推進を図る。

③学校教育の充実

- 保護者や地域から信頼される学校づくりのため、組織体制の強化や「開かれた学校」から「地域とともにある学校」への転換を図る。
- 「育成をめざす資質・能力」を明確化した教育課程の編成を実施するとともに教育活動の質の向上をめざし、「教える」から「学ぶ」への転換を意識した授業改善を推進する。
- 子どもの健やかな成長を図るために、道徳教育の充実や体力向上の推進、読書活動推進、生徒指導と教育相談の充実により、豊かな心と健やかな体の育成を図る。
- 特別支援教育の充実のため、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援の充実、切れ目のない一貫した支援体制を確立し、関係機関と連携した早期教育相談と支援の充実を図る。
- 児童生徒の実情に応じて関係機関と連携を図り、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動を推進する。
- 少子化や施設の老朽化等に鑑み、授業や学級運営への影響に配慮し、将来を見据えた教育環境の整備を進める。また、教育委員会の組織力、活動力の充実を図る。

④生涯スポーツの推進

- 様々なライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツを親しむ場の確保を図る。
- 幼少期からのスポーツ機会の提供とコミュニティ・スクール活動とも連携し子どもの体力向上の推進を図る。
- スポーツをみる・ささえる応援文化構築として、多種多様な主体との連携・協働の推進を図る。

(3) 計画

(令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	○新冠町立小中学校施設建設事業 新冠町立小中学校施設の建設	新冠町	
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 教職員住宅	○教員住宅改修整備工事 電気温水器の取替、玄関ドア取替、破風修繕、トイレ取替等	新冠町	
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 スクールバス・ポート	○児童生徒輸送事業 老朽化によるスクールバスの更新	新冠町	
8 教育の振興	(3)集会施設、体育施設等体育施設	○青年の家整備事業 青年の家体育館 LED 化	新冠町	
8 教育の振興	(3)集会施設、体育施設等その他	○レ・コード館整備事業 レ・コード館非常照明用蓄電池取替工事	新冠町	
8 教育の振興	(3)集会施設、体育施設等その他	○レ・コード館整備事業 レ・コード館第2 収蔵庫屋根防水工事	新冠町	
8 教育の振興	(3)集会施設、体育施設等その他	○レ・コード館整備事業 レ・コード館第2 収蔵庫高圧受電設備解体撤去工事	新冠町	
8 教育の振興	(3)集会施設、体育施設等その他	○レ・コード館整備事業 レ・コード館内電話機更新一式	新冠町	
8 教育の振興	(3)集会施設、体育施設等その他	○レ・コード館整備事業 レ・コード館ワイヤレスマイク交換	新冠町	
8 教育の振興	(3)集会施設、体育施設等その他	○レ・コード館整備事業 レ・コード館屋上防水シート張替	新冠町	
8 教育の振興	(3)集会施設、体育施設等その他	○レ・コード館整備事業 レ・コード館冷却塔分解整備	新冠町	
8 教育の振興	(3)集会施設、体育施設等その他	○レ・コード館整備事業 レ・コード館舞台吊物ワイヤー交換	新冠町	
8 教育の振興	(3)集会施設、体育施設等その他	○レ・コード館整備事業 レ・コード館町民ホール調光負荷設備更新	新冠町	
8 教育の振興	(3)集会施設、体育施設等その他	○レ・コード館整備事業 レ・コード館ポンプ更新	新冠町	
8 教育の振興	(3)集会施設、体育施設等その他	○レ・コード館整備事業 レ・コード館冷温水器及びポンプ分解整備	新冠町	
8 教育の振興	(3)集会施設、体育施設等その他	○レ・コード館整備事業 レ・コード館冷暖房自動制御電動操作器交換	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(3)集会施設、体育施設等その他	○レ・コード館整備事業 レ・コード館空調端末機更新	新冠町	
8 教育の振興	(3)集会施設、体育施設等その他	○レ・コード館整備事業 レ・コード館冷温水器薬品洗浄及び検査	新冠町	
8 教育の振興	(5)その他	○教育賞・教育奨励賞（表彰） 新冠町教育賞、教育奨励賞、農水新冠賞	新冠町	
8 教育の振興	(5)その他	○学力・体力向上支援事業 ICT 機器活用支援・操作支援、オンライン学習通信費、研究指定校	新冠町	
8 教育の振興	(5)その他	○教育振興補助金 部活動の各種大会等への経費補助、漢字・英語検定料補助	新冠町	
8 教育の振興	(5)その他	○各種団体補助金 新冠町学校経営研究会、教育研究協議会、特別支援学級児童生徒事業	新冠町	
8 教育の振興	(5)その他	○奨学金貸付 高校、短大、専門学校、大学に入学する学生等への奨学金の貸付	新冠町	
8 教育の振興	(5)その他	○外国語指導助手招致事業 外国語指導助手1名分	新冠町	
8 教育の振興	(5)その他	○学校運営協議会運営事業 学校運営協議会及びコミュニティ・スクール推進委員会の報酬、費用弁償、報奨金	新冠町	
8 教育の振興	(5)その他	○小学校備品購入事業 教育環境備品の整備	新冠町	
8 教育の振興	(5)その他	○小学校情報機器整備事業 情報機器の購入、修理等	新冠町	
8 教育の振興	(5)その他	○小学校就学援助事業（特別支援教育 就学奨励事業） 特別支援学級に就学する児童の保護者等に対する援助	新冠町	
8 教育の振興	(5)その他	○小学校就学援助事業（要保護準要保護 児童援助事業） 経済的理由により就学が困難な児童の保護者等に対する援助	新冠町	
8 教育の振興	(5)その他	○中学校備品購入事業 教育環境備品の整備	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(5)その他	○中学校情報機器整備事業 情報機器の購入、修理等	新冠町	
8 教育の振興	(5)その他	○中学校就学援助事業（特別支援教育 就学奨励事業） 特別支援学級に就学する生徒の保護 者等に対する援助	新冠町	
8 教育の振興	(5)その他	○中学校就学援助事業（要保護準要保 護児童援助事業） 経済的理由により就学が困難な生徒 の保護者等に対する援助	新冠町	
8 教育の振興	(5)その他	○静内農業高校生通学支援事業 旧静内駅から静内農業高校までの通 学バス運行	新冠町	
8 教育の振興	(5)その他	○高校生通学支援事業 JR 日高線廃止に伴う保護者に対する 定期代の補助、節婦大狩部地区に居住 する高校生の保護者に対する定期代 の補助	新冠町	
8 教育の振興	(5)その他	○教職員働き方改革事業 校務支援システム導入経費	新冠町	
8 教育の振興	(5)その他	○レコードデータベース機器更新 レコードデータベースシステム更新 一式	新冠町	
8 教育の振興	(5)その他	○図書プラザ図書購入事業 乳幼児から高齢者までの幅広い範囲 の要望に応える蔵書の購入	新冠町	
8 教育の振興	(5)その他	○新冠町放課後子どもプラン 放課後の子ども達が安全で健やかに 過ごすことができる場所づくり	新冠町	
8 教育の振興	(5)その他	○新冠町少年国内研修交流事業 沖縄金武町子ども会との交流（R2 年 度中止により R3 年度・R4 年度の 2 年 間定員増）	新冠町	
8 教育の振興	(5)その他	○新冠町少年国内研修交流事業 沖縄金武町子ども会との交流（受入事 業）	新冠町	
8 教育の振興	(5)その他	○各種団体補助事業 スポーツ協会補助金（スポーツ少年 団・スポーツ大会選手派遣事業含 む）・B&G 海洋クラブ補助金・乗馬連 盟補助金	新冠町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

新冠町公共施設等総合管理計画より（平成 29 年 3 月策定）

学校教育系施設

現況と課題

- 新冠小学校、朝日小学校、新冠中学校はいずれも旧耐震基準の建物ですが、耐震改修工事を実施し、耐震性には問題のない状況となっています。経年劣化により建物や設備の老朽化が進んできており、随時小修繕で対応を行っていますが、将来的には建て替えの検討が必要になると考えられます。
- 校長住宅、教頭住宅、教員住宅は、随時小修繕による対応を行いながら建物の維持管理を行っていますが、校長住宅、教頭住宅は老朽化が進んでいることが課題となっています。

管理の基本方針

- 児童・生徒に安全で快適な学習環境を提供するため、また災害時において避難所としての機能確保を行うため、学校施設を定期的に点検し、改修・修繕が必要な箇所への対応を速やかに行います。
- 今後の児童・生徒数の推移を踏まえ、小中学校の建て替えは施設の耐用年数が近くなった時に検討を進めることとします。

社会教育系施設

現況と課題

- 聴体験文化交流館（レ・コード館）は、以前実施した外壁補修、屋根防水加工から 10 年が経ち、現在は外壁のひび割れや雨漏りのある箇所が部分的に出てきます。また、施設内は断熱効果が落ちてきているため、展望塔のガラスサッシの交換が課題となっています。

管理の基本方針

- 聴体験文化交流館（レ・コード館）及び新冠町郷土資料館は観光施設としての側面を持つため、展示物を良好に保つための施設保全を今後も継続していきます。

町内にある小中学校 3 校は、建築年数が概ね 40 年を経過しており、今後 10 年間で改築を行う必要があり、今後の児童・生徒の減少も勘案しながら検討することとし、改修計画について令和 3 年度作成予定の公共施設等個別計画に盛り込むこととしている。

教員住宅は、これまでも必要に応じて修繕を実施しており、今後も施設の維持管理に努め、適宜必要な修繕を実施する。

レ・コード館は、文化交流施設であると同時に本町でも有数の観光施設の側面を併せ持つことから、適正な施設保全の実施及び来館者の安全を確保する観点からも適宜修繕を実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

①地域活性化

本町の集落は、中心市街地を除く 26 の集落（自治会）からなっており、小規模集落が散在している。

各集落には、地域活動の拠点となるコミュニティ施設が配置されているが、人口減少や高齢化により利用頻度が低下している一方、施設の老朽化が進行している。

日常生活における防犯や防災、環境美化や地域福祉等生活諸問題の解決などは集落（自治会）が中心となっているが、近年の人口減少や少子高齢化の進行、高齢独居世帯の増加などを背景に活動や担い手の確保など、集落（自治会）間に格差が生じてきている。

また、小学校が廃校となった地域では、運動会等それまで地域一体となって取り組まれていた恒例行事が少なくなり、地域コミュニティ活動や地域間交流の機会が減少している。

このため、集落（自治会）の自主性・主体性を基本に平成 20 年度より導入した地域担当職員制度を充実させ、新たな地域づくりや、地域コミュニティとの連携により、地域活性化に取り組む必要がある。

なお、高齢者を中心とする交通弱者の足の確保についても、持続可能な形態の確立が求められている。

(2) その対策

①地域活性化

○自らの地域をあらためて見つめ直し、課題解決に向けて積極かつ主体的に取り組む地域づくりをめざす。

○地域の新たな担い手づくりを推進する。

(3) 計画

(令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	●住宅リフォーム助成事業(助成対象 工事:省エネ改修工事・バリアフリー 改修工事・耐震改修工事) 住宅の長寿命化を目的とし、町民の 居住環境の向上を図るため、今後も継 続実施する。	新冠町	
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	●農業支援員(地域おこし協力隊)派 遣事業 農業の担い手確保と地域労働力の 補完を目的とし、農業支援員に対する 業務委託料、住宅・車両・通信機器等 の各種補助金による支援(R2採用3名) を3年間行うことにより、町内での新 規就農に期待が持てる。	新冠町	
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	●農業支援員(地域おこし協力隊)派 遣事業 農業の担い手確保と地域労働力の 補完を目的とし、農業支援員に対する 業務委託料、住宅・車両・通信機器等 の各種補助金による支援(R2採用3名、 R4採用見込み1名)を3年間行うこと により、町内での新規就農に期待が持 てる。	新冠町	
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	●農業支援員(地域おこし協力隊)派 遣事業 農業の担い手確保と地域労働力の 補完を目的とし、農業支援員に対する 業務委託料、住宅・車両・通信機器等 の各種補助金による支援(R4、R5採用 見込み各1名)を3年間行うことによ り、町内での新規就農に期待が持て る。	新冠町	
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	●農業支援員(地域おこし協力隊)派 遣事業 農業の担い手確保と地域労働力の 補完を目的とし、農業支援員に対する 業務委託料、住宅・車両・通信機器等 の各種補助金による支援(R4採用見込 み1名 R5採用見込み1名 R6採用 見込み1名)を3年間行うことにより、 町内での新規就農に期待が持てる。	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	●農業支援員（地域おこし協力隊）派遣事業 農業の担い手確保と地域労働力の補完を目的とし、農業支援員に対する業務委託料、住宅・車両・通信機器等の各種補助金による支援（R5、R6、R7採用見込み各1名）を3年間行うことにより、町内での新規就農に期待が持てる。	新冠町	
9 集落の整備	(3)その他	○新冠町自治会連合会実践活動補助事業	新冠町	
9 集落の整備	(3)その他	○地域コミュニティ活動支援事業補助金 新冠町内の自治会に対する補助制度	新冠町	
9 集落の整備	(3)その他	○集会施設整備事業 集会施設改修（8施設）	新冠町	

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

新冠町公共施設等総合管理計画より（平成29年3月策定）

町民文化系施設

現況と課題

- 旧耐震基準及び耐用年数を超えている建物が多く、特に生活改善センター及び開拓婦人ホームは老朽化が進んでいる状況です。
- 集会施設としての利用に支障がないよう最低限の小修繕は都度実施しており、屋根葺き替えや外壁改修等の中規模修繕に関しては修繕計画を策定しています。
- 将来的には各地区の人口が減少することが予想され、合併等の自治会再編が進むことも考えられます。今後は、地域における集会施設の利用状況を考慮しながら、老朽化の進んだ建物の活用方法について検討進める必要があります。

管理の基本方針

- 施設の劣化状況に応じて、長期的な視点で優先度をつけて改修を行います。
- 耐用年数までは現状機能を維持し、建物の修繕を行いながら継続利用することを基本とします。今後、耐用年数を超えての利用については、建物の劣化状況や利用状況、地域住民の意向等から総合的に判断し、施設利用の継続可否を判断します。

町内の集会施設の多くが建築後50年を経過しており、老朽化が著しい状況ではあるが、施設の利用状況及び今後の人口減少等を総合的に判断することとしており、現状においては地域住民に必要な施設として継続的に修繕を実施し、施設の維持管理に努める。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

①音楽文化事業

本町は「レ・コードと音楽によるまちづくり」の基本理念に基づき、さまざまな事業や活動を展開してきており、その象徴的な施設であるレ・コード館では、音楽を身近に感じ触れられることを重点に、独自の音楽文化活動を繰り広げている。

特徴的な取組みとして、昭和音楽大学との連携事業を実施し、高水準の音楽やその技術を幅広い年齢層に提供している。

その活動は、中学校吹奏楽部や町内の音楽団体の技術向上に繋がっており、今後も、音楽総合大学との交流メリットを活かし、様々な音楽分野（ジャンル）を町民に提供し、音楽文化向上に努める必要がある。

また、若年層から音楽を楽しむことを目的に楽器体験講座を実施し、その講座がその後のレ・コード館ジュニアジャズバンド、中学校吹奏楽部の活動などの継続した音楽活動に繋がっている。

NPO法人レ・コード館自主企画委員会は、レ・コード館機能を活かした音楽文化や舞台芸能を提供しており、過疎地域における本町であっても、高い文化水準の音楽文化活動を推進する上で重要な役割を担っている。これらの事業は、今後も高い音楽文化水準を維持するため、継続する必要がある。

②芸術文化

生活や教育水準の向上、価値観の多様化などに伴い、質の高い優れた芸術や文化に接し、心の豊かさや潤いといった精神的、文化的な豊かさを求める動きが高まっているが、自ら生きがいや自己実現を求めて創造的な文化活動に参加する町民は、減少傾向にある。

レ・コード館等において、文化協会が中心となり、町民が主体となった様々な芸術文化活動が行われ、活動成果の発表の場として作品展や芸能発表会が行われている。

今後も、町民が優れた芸術や文化に触れる機会の充実に努めるとともに、町民の芸術文化活動を支援していく必要がある。

③郷土文化

郷土文化は、町民一人ひとりの心に宿る大切なものであり、ふるさと意識を醸成する上でも重要となる。

郷土資料館はその中核施設として、「資料収集」、「整理保存」、「調査研究」、「教育普及」、の4つの機能を充実させながら、郷土の歴史遺産や伝統文化の保存・継承・活用を進めてきた。今後も4つの機能の充実を図った郷土文化の推進が求められている。

④アイヌ文化

新冠アイヌ協会・新冠民族文化保存会等による取組みにより、アイヌの歴史や文化を学ぶ機会は一定程度あるものの、アイヌ関連団体会員の高齢化や経済的理由により、文化伝承活動に専念することができないなど、アイヌ文化の担い手が不足しており、次世代への円滑な継承が喫緊の課題となっている。

本町におけるアイヌ文化は、決して町民に広く普及しているとはいえない状況にあり、アイヌ文化を肌で感じることでできる機会を継続的に作っていくとともに、ここで暮らすアイヌ民族を含む住民が、日常的に、かつ違和感なくアイヌ文化を受け入れることでできる環境整備が求められている。

(2) その対策

①音楽文化事業

- 「レ・コードと音楽によるまちづくり」にふさわしい事業の推進により、本町ならではの独自性と魅力ある社会教育の実現をめざす。
- 100万枚所蔵しているレコードを活用した『レコードコンサート』などの社会教育事業を充実させることで、レコード文化の継承とまちづくり理念の実践をめざす。

②芸術文化

- 町民の芸術文化活動の進展に対応し、創造性が十分に発揮できる環境づくりや優れた芸術文化に触れる機会の充実と、町民の自主的な活動を支援する。

③郷土文化

- 地域への愛着やまちへの誇りを生み出す郷土の歴史遺産や伝統文化が次世代に受け継がれるよう、町民や団体等と連携しながら、保存・継承・活用を進める。

④アイヌ文化

- アイヌの人々が誇りを持って地域で暮らし、アイヌ文化を次世代へ継承していくとともに、多様な文化と共生・共存しながらアイヌ文化の発信を推進する。
- アイヌ関連の交流活動を活発化させ、創造的で魅力ある地域社会をめざすための拠点整備を進める。

(3) 計画

(令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	○新冠町アイヌ政策推進事業 多機能型交流施設棟新築工事他	新冠町	
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	●音楽体験・交流事業(レ・コード創造音楽事業) ①音楽創造体験事業 ②音楽団体演奏クリニック 高いレベルの音楽文化に触れることを目的に、昭和音楽大学と連携して各種事業を実施。 「レ・コードと音楽によるまちづくり」というまちづくりコンセプトを具現化する取組みとして、町民が高い音楽文化に触れる機会を創出し、レ・コード館という他町にはないホールを有する社会教育施設を中心に本事業を展開することで、幼少期から高齢期まで町民一人ひとりが音楽文化をより身近に感じ、造詣を深められる環境整備に繋がっている。	新冠町	
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	●自主企画事業補助金(レ・コード創造音楽事業) レ・コード館を活用した音楽事業、NPO法人自主企画実行委員会に対する補助。当町の音楽文化の中心施設であるレ・コード館のホールを有効活用するには、行政主体では形での実施が望ましく、今後も優れた文化の振興発展には不可欠な事業である。 町民へ優れた芸術・文化の鑑賞機会の提供を目的とし、町民自らが企画運営するため、文化振興の底上げに繋がっている。	新冠町	
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	●レコードコンサート事業(レ・コード創造音楽事業) 月1回開催レ・コードホールでコンサートを開催。レ・コード館ネットワーク施設での出張コンサートを開催。 収集したレコードを有効に活用し、レコード文化の普及促進を図るため、アナログな音源を聴かせる機会の提供が必要。レ・コード館のPRに繋がっており、今後は収集レコードのさらなる有効活用が期待できる。	新冠町	「レ・コードと音楽によるまちづくり」のコンセプトから、レコードを活用した事業は将来にわたり継続する。

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	<p>●レ・コード館ジュニアジャズバンド事業</p> <p>子ども達に音楽の楽しさを伝え、青少年の健全育成に資することを目的として結成したレ・コード館ジュニアジャズバンドに対する運営費の補助。</p> <p>当町のまちづくりコンセプトである「レ・コードと音楽によるまちづくり」の持続的発展のために将来の新冠町を担う子ども達が音楽に関わることが必要である。</p> <p>音楽を身近に感じられる環境を整える上で、聴くことにとどまらず演奏する機会を提供することで、より深く音楽文化の振興が図られる。</p>	新冠町	
10 地域文化の振興等	(3)その他	○子ども芸術劇場 小中学生に対する演劇鑑賞事業	新冠町	
10 地域文化の振興等	(3)その他	○文化振興施策運営奨励金 町内の美術館等の文化振興施設に対し奨励金を交付し、施設の充実及び文化の振興と活性化を図る	新冠町	
10 地域文化の振興等	(3)その他	○判官太鼓保存会補助金 判官太鼓保存会補助金 108 千円	団体	
10 地域文化の振興等	(3)その他	○ふるさと歴史伝承活性化事業 エコミュージアム石碑、ふるさとの木、伝説看板、野外展示等を通してなつかしのふるさと文化を後世に伝える 野外展示補修材料消耗品費 30 千円	新冠町	
10 地域文化の振興等	(3)その他	○郷土資料館整備事業 資料整理関係、資料館老朽箇所の修繕等	新冠町	
10 地域文化の振興等	(3)その他	○郷土資料館教育普及活動 ふるさと再発見講座、特別展・移動展 報償費 80 千円、需用費 70 千円	新冠町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

新冠町公共施設等総合管理計画より(平成29年3月策定)

町民文化系施設

現況と課題

- 旧耐震基準及び耐用年数を超えている建物が多く、特に生活改善センター及び開拓婦人ホームは老朽化が進んでいる状況です。
- 集会施設としての利用に支障がないよう最低限の小修繕は都度実施しており、屋根葺き替えや外壁改修等の中規模修繕に関しては修繕計画を策定しています。
- 将来的には各地区の人口が減少することが予想され、合併等の自治会再編が進むことも考えられます。今後は、地域における集会施設の利用状況を考慮しながら、老朽化の進んだ建物の活用方法について検討を進める必要があります。

管理の基本方針

- 施設の劣化状況に応じて、長期的な視点で優先度をつけて改修を行います。
- 耐用年数までは現状機能を維持し、建物の修繕を行いながら継続利用することを基本とします。今後、耐用年数を超えての利用については、建物の劣化状況や利用状況、地域住民の意向等から総合的に判断し、施設利用の継続可否を判断します。

新冠町アイヌ政策推進事業で実施する多機能型交流施設棟新築工事は、アイヌの人々が誇りを持って地域で暮らし、文化の継承及び多様な文化と共生・共存しながらアイヌ文化を発信する多機能型交流施設であり、文化、教育、福祉などさまざまな観点の機能が期待されることから新築工事を実施するもの。建築後も防災拠点や観光施設としての活用も可能であり、地域の活性化に資するものと考えられる。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

①再生可能エネルギー

本町において、固定買取価格制度が開始された平成 24 年当時、民間事業者から大規模発電施設の提案などもあり、町有地を活用した再生可能エネルギー施設の建設の検討などを行った経緯があるが、送電網の容量の関係から事業の実現には至らなかった経過があり、現在の町内における再生可能エネルギーの利用については、民間事業者や個人が小規模な再生可能エネルギー施設、主に太陽光発電施設を設置している状況に留まっている。

また、無秩序な施設の建設は、景観の阻害要因や地域住民との軋轢を生じさせる原因ともなるため、良好な景観の保全や地域住民との合意形成を得た形で再生可能エネルギーの利用が図られるよう取り組む必要がある。

全道的に見ても、日高管内の再生可能エネルギーの利用は中小水力発電を除いて低い状況となっている。今後は、送電網やエネルギーの賦存量などを見極めながら、自立型エネルギー循環システムの構築も視野に入れて、再生可能エネルギーの利用を推進していく必要がある。

(2) その対策

①再生可能エネルギー

○景観との調和や地域住民との合意形成も踏まえた再生可能エネルギーの利用の推進を図る。

○自立型エネルギー循環システムも視野に入れた再生可能エネルギーの利用の推進を図る。

(3) 計画

(令和 3 年度～7 年度)

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(3)その他	○北海道再生可能エネルギー振興機構負担金	新冠町	

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	<p>●定住・移住促進事業</p> <p>○定住・移住促進制度 住宅建設奨励金、引越助成金、住宅建設資金利子補給、子育て世代住宅支援金</p> <p>○定住・移住促進事業 移住促進住宅事業、お試し生活体験事業</p> <p>○中古住宅活用促進事業 中古住宅取得補助金、中古住宅取得資金利子補給、中古住宅取得物件リフォーム補助金</p> <p>当町への定住・移住を促進することで、主に子育て世代の社会増を確保し、人口増加及び地域の活性化に繋げる。</p>	新冠町	
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 企業誘致	<p>●町企業誘致促進事業 新規操業に係る事業の安定化を促進するための支援 地域へ企業を誘致することで、人口の増加、雇用の拡大、地域の活性化等の効果が見込めることから、積極的に推進する必要がある。</p>	新冠町	
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 その他	<p>●町起業化支援事業 小規模事業者による起業化を支援 起業化を支援することで、雇用の拡大、地域の活性化等の効果が見込めることから、積極的に推進する必要がある。</p>	新冠町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	<p>●地域公共交通運行事業</p> <p>○地域公共交通活性化事業：地域公共交通活性化協議会負担金、新冠町コミュニティバス運行、西新冠地区予約運行新冠地区補完運行 主要幹線外に係るコミュニティバス等を運行することで、地域住民の足である公共交通を確保している。通学・通勤・通院等において、必要不可欠なものであることから、今後も利用者ニーズを把握し、利便性と効率性を持って事業を継続する。</p>	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	<p>●生活路線維持事業 ○生活路線維持費補助事業：日高沿岸線</p> <p>主要幹線である日高沿岸線を運行しているバス会社に対し、運行経費の一部を補助することで、必要不可欠な地域の公共交通を確保している。</p>	新冠町	
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 環境	<p>●街路灯整備・運営費補助事業 新設・改良整備費、運営費、街路灯LED化促進事業</p> <p>暗所における街路灯の新設、自治会が運営する街路灯運営費の補助など街路灯のLED化を推進することで、電気料金の負担軽減及び防犯、交通事故等の軽減が図られる。</p>	新冠町	
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	<p>●雨量監視システム情報提供・運用管理委託事業</p> <p>町内7箇所に設置した雨量計の管理委託事業であり、雨量計を利用したシステムにより町内全域の雨量情報をインターネットを介しリアルタイムで観測でき、大雨時に地域住民に正確な情報を提供することで確実な避難が可能となるもの。</p>	新冠町	
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	<p>●防災行政無線設備保守点検委託事業</p> <p>非常時において住民の生命を守るため、防災行政無線による情報伝達を確実に行うことができるよう、無線設備の保守点検業務を委託するもの。</p>	新冠町	
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	<p>●災害情報等一斉配信事業</p> <p>登録制メール、携帯電話キャリアが提供する緊急速報メール、SNS、LINEなどの多様な情報伝達を利用した一斉配信システムにより、災害情報の伝達を行い、住民の迅速な避難を促すことで住民の生命を守るもの。</p>	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	<p>●子ども医療費助成事業</p> <p>中学生までの医療費自己負担分を助成することにより、疾病の早期発見及び経済的負担の軽減により子育て支援の充実を図っている。</p>	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	●認定こども園通園バス運行委託事業 通園バス2台の運行 町内中山間地域に居住する園児に対する教育・保育を保障するとともに、保護者の負担軽減を図るため通園バスの運行を実施。	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	●寿バス（無料バス）事業 無料バス券交付（路線バス） 高齢者の閉じこもり防止や移動手段を確保するため、70歳以上の高齢者へ道南バス（路線バス）の無料バス券を交付し、高齢者福祉の向上を図る。	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	●高齢者等買い物支援事業 らくらくにいかっぷ運営協議会（新冠町商工会）が行う外出困難な高齢者等に必要な食品などの受注販売及び移動販売事業に対し補助するもので、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活することに資する。	運営協議会	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	●新冠町寿入浴事業 70歳以上及び障がい者 年36枚 高齢者及び障がい者の温泉入浴による健康増進を図るため、新冠温泉レ・コードの湯の無料入浴券を交付し、高齢者及び障がい者の心身機能の維持向上を図る。	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	●地域生活支援事業 移送サービス 通院困難な障がい者の送迎を行う移送サービス事業を新冠町社会福祉協議会へ業務委託することにより、障がい者の通院手段を確保するもの。	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	●高齢者等生活援助事業業務委託 介護保険や障がい者への居宅介護（ホームヘルプ）等の業務委託 高齢者や障がい者への訪問介護事業を新冠町社会福祉協議会へ業務委託することにより、高齢者が安心して在宅生活を送ることに資する。	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	<p>●新冠町重度障害者福祉ハイヤー利用料金助成事業</p> <p>在宅者（児）の通院・通園時のハイヤー利用に助成</p> <p>在宅の重度障がい者に対し、通院に係るハイヤー料金の一部（年60往復分）、透析患者については全通院分を助成することにより、重度障がい者等の通院手段を確保するもの。</p>	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	<p>●ふれあい夕食事業</p> <p>調理が困難な高齢者等に対する夕食の宅配（毎日）</p> <p>夕食の提供を行うことで栄養状態の維持・改善及び利用者の安否確認を実施。今後も高齢者世帯は増加する見込みであり、配食のニーズは高い。</p>	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	<p>●緊急通報システム端末電話機設置事業</p> <p>健康状態や日常生活動作に支障のある高齢者等に対する緊急通報システム端末電話機の貸与。</p> <p>月平均2件程度、端末電話機から通報があり、高齢者等の生活不安の解消と人命の安全確保に繋がっている。</p>	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 健康づくり	<p>●伝染病予防接種事業</p> <p>Hib・B型肝炎・水痘・4種混合・2種混合・風疹・麻疹・BCG・インフルエンザ・肺炎球菌・日本脳炎等</p> <p>感染症の発生予防・重症化防止・まん延を防止するため、幼児・学童・高齢者等へ予防接種を行い、公衆衛生の向上を図る。</p>	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 健康づくり	<p>●乳幼児等保健相談事業 乳児検診・1歳6ヶ月児・3歳児健診・フッ素塗布・離乳食教室・おやこの料理教室</p> <p>各月例、年齢の発達・発育段階に応じた成長の確認及び疾病の早期発見、育児支援を行い、母子の健康増進を図る。</p> <p>むし歯予防に有効とされるフッ素塗布、口腔疾病の予防法の指導により、健全な口腔内を維持する。</p> <p>栄養や健康を意識した食生活を送るための栄養指導を行い、規則正しい食習慣を身に付ける。</p>	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 その他	<p>●新冠町不妊治療費助成事業 不妊治療費助成・不育症治療費助成</p> <p>不妊や不育に悩む夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成することで経済的負担の軽減を図り、治療を受けやすい環境を整備し、母子保健の増進に資する。</p>	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 その他	<p>●妊娠期出産時支援事業 妊婦相談・妊婦健診・産婦健診・母親学級・妊婦健診交通費助成・出産時等宿泊費助成・妊婦情報登録制度（にいかっぷママさぼーと119・ハイヤー）・新生児聴覚検査費用助成</p> <p>妊娠・出産・育児に関する知識や技術を提供し、妊婦が安心して出産・育児に臨めるよう支援する。</p> <p>妊婦相談・妊婦検診を通して医学的管理や保健指導の機会を作り、異常の早期発見・予防を実施する。</p> <p>妊婦の生活背景、生活習慣等を確認し、ハイリスク者の把握と適切な養育支援を行う。</p>	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 その他	<p>●地域保健対策事業 成人健康相談・健康教育・訪問指導 自らで健康の維持・増進を図るため適切な知識を持ち、疾病の早期発見・治療ができること及び自己の身体状況に関心を持ち、生活習慣の見直しや自分自身で生活改善ができるセルフケア能力を高める。専門職の訪問により、健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行うことで疾病の予防・健康の保持増進を図る。</p>	新冠町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 その他	<p>●新冠町子ども誕生祝金給付事業 出産日において町内に住所を有し、出産した児童を養育する保護者に対し、対象児童1名につき一律で誕生祝金を給付する。 出生数が減少する要因として、出産や育児等の経済的負担が大きいこともあげられ、安心して子育てができる支援が求められていることから、継続して事業を実施。</p>	新冠町	
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 医師確保	<p>●医療等確保対策事業 ○平日診療、休日、夜間の救急体制受入体制維持経費 出張応援医師報酬（日当、日直、当直料、交通費）、 医師出向負担金 町内唯一の医科医療機関であり、入院病棟を維持しながら年中無休の救急外来患者の受入れを継続している、へき地医療機関施設の継続は町民からの高い要望事項である。 高齢者が多い地域性もあり、かかりつけ医療機関、介護施設等の医療対応施設としての役割を担っている。</p>	新冠町	
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	<p>●住宅リフォーム助成事業（助成対象工事：省エネ改修工事・バリアフリー改修工事・耐震改修工事） 住宅の長寿命化を目的とし、町民の居住環境の向上を図るため、今後も継続実施する。</p>	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	●農業支援員（地域おこし協力隊）派遣事業 農業の担い手確保と地域労働力の補完を目的とし、農業支援員に対する業務委託料、住宅・車両・通信機器等の各種補助金による支援（R2 採用3名）を3年間行うことにより、町内での新規就農に期待が持てる。	新冠町	
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	●農業支援員（地域おこし協力隊）派遣事業 農業の担い手確保と地域労働力の補完を目的とし、農業支援員に対する業務委託料、住宅・車両・通信機器等の各種補助金による支援（R2 採用3名、R4 採用見込み1名）を3年間行うことにより、町内での新規就農に期待が持てる。	新冠町	
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	●農業支援員（地域おこし協力隊）派遣事業 農業の担い手確保と地域労働力の補完を目的とし、農業支援員に対する業務委託料、住宅・車両・通信機器等の各種補助金による支援（R4、R5 採用見込み各1名）を3年間行うことにより、町内での新規就農に期待が持てる。	新冠町	
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	●農業支援員（地域おこし協力隊）派遣事業 農業の担い手確保と地域労働力の補完を目的とし、農業支援員に対する業務委託料、住宅・車両・通信機器等の各種補助金による支援（R4、R5、R6 採用見込み各1名）を3年間行うことにより、町内での新規就農に期待が持てる。	新冠町	
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	●農業支援員（地域おこし協力隊）派遣事業 農業の担い手確保と地域労働力の補完を目的とし、農業支援員に対する業務委託料、住宅・車両・通信機器等の各種補助金による支援（R5、R6、R7 採用見込み各1名）を3年間行うことにより、町内での新規就農に期待が持てる。	新冠町	

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	<p>●音楽体験・交流事業（レ・コード創造音楽事業）</p> <p>①音楽創造体験事業</p> <p>②音楽団体演奏クリニック</p> <p>高いレベルの音楽文化に触れることを目的に、昭和音楽大学と連携して各種事業を実施。</p> <p>「レ・コードと音楽によるまちづくり」というまちづくりコンセプトを具現化する取組みとして、町民が高い音楽文化に触れる機会を創出し、レ・コード館という他町にはないホールを有する社会教育施設を中心に本事業を展開することで、幼少期から高齢期まで町民一人ひとりが音楽文化をより身近に感じ、造詣を深められる環境整備に繋がっている。</p>	新冠町	
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	<p>●自主企画事業補助金（レ・コード創造音楽事業）</p> <p>レ・コード館を活用した音楽事業、NPO法人自主企画実行委員会に対する補助。当町の音楽文化の中心施設であるレ・コード館のホールを有効活用するには、行政主体では形での実施が望ましく、今後も優れた文化の振興発展には不可欠な事業である。</p> <p>町民へ優れた芸術・文化の鑑賞機会の提供を目的とし、町民自らが企画運営するため、文化振興の底上げに繋がっている。</p>	新冠町	
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	<p>●レコードコンサート事業（レ・コード創造音楽事業）</p> <p>月1回開催レ・コードホールでコンサートを開催。レ・コード館ネットワーク施設での出張コンサートを開催。収集したレコードを有効に活用し、レコード文化の普及促進を図るため、アナログな音源を聴かせる機会の提供が必要。レ・コード館のPRに繋がっており、今後は収集レコードのさらなる有効活用が期待できる。</p>	新冠町	「レ・コードと音楽によるまちづくり」のコンセプトから、レコードを活用した事業は将来にわたり継続する。

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	<p>●レ・コード館ジュニアジャズバンド事業</p> <p>子ども達に音楽の楽しさを伝え、青少年の健全育成に資することを目的として結成したレ・コード館ジュニアジャズバンドに対する運営費の補助。</p> <p>当町のまちづくりコンセプトである「レ・コードと音楽によるまちづくり」の持続的発展のために将来の新冠町を担う子ども達が音楽に関わる必要がある。</p> <p>音楽を身近に感じられる環境を整える上で、聴くことにとどまらず演奏する機会を提供することで、より深く音楽文化の振興が図られる。</p>	新冠町	